

令和2年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年3月4日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和2年3月4日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第3号 副町長の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第5号 令和2年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第6号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第7号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第8号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第9号 令和2年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第10号 令和2年度御嵩町下水道事業会計予算について
 - 議案第11号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について
 - 議案第12号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第13号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第14号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第15号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第3号）について
 - 議案第16号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の制定について
 - 議案第18号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第22号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

議案第 25 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 26 号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 27 号 工事請負契約の変更について

議案第 28 号 工事請負契約の締結について

議案第 29 号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて

議事日程第1号

令和2年3月4日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 2件

(1) 議員派遣報告書

(2) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和元年11月分から令和2年1月分まで）

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 27件

議案第3号 副町長の選任につき同意を求めることについて

議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第5号 令和2年度御嵩町一般会計予算について

議案第6号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第8号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第9号 令和2年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第10号 令和2年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第11号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

議案第12号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第13号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第14号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第15号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第16号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の制定について

議案第18号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議案第 19 号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 20 号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 21 号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 22 号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 23 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 24 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 25 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 26 号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 27 号 工事請負契約の変更について

議案第 28 号 工事請負契約の締結について

議案第 29 号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて

日程第 6 議案の審議及び採決 8 件

議案第 3 号 副町長の選任につき同意を求めることについて

議案第 11 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について

議案第 12 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 13 号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 14 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 15 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 27 号 工事請負契約の変更について

議案第 28 号 工事請負契約の締結について

日程第 7 御嵩町選挙管理委員の選挙

日程第 8 御嵩町選挙管理委員補充員の選挙

日程第9 請願の委員会付託 2件

請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書

請願第2号 御嵩町教育長 高木俊朗 教育長職の退任を求める請願書

出席議員 (11名)

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員 (1名)

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副 町 長 寺本 公行
教 育 長 高木 俊朗	総 務 部 長 伊左次 一郎
民 生 部 長 加藤 暢彦	企 画 調 整 担 当 参 事 長屋 史明
教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 山田 徹	総務防災課長 須田 和男
企 画 課 長 山田 敏寛	環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 各務 元規
亜炭鉱廃坑 対 策 室 長 筒井 幹次	税 務 課 長 金子 文仁
住 民 環 境 課 長 若尾 宗久	福 祉 課 長 小木曾 昌文
農 林 課 長 高木 雅春	上 下 水 道 課 長 鍵谷 和宏
建 設 課 長 早川 均	会 計 管 理 者 可児 英治
生 涯 学 習 課 長 石原 昭治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦	議 会 事 務 局 書 記 丸山 浩史
--------------	---------------------

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和2年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

なお、加藤保郎議員と亀井孝年建設部長は、本定例会に欠席する旨の提出がありましたので、報告します。

企画課秘書広報係より、撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 清水亮太君、2番 福井俊雄君の2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る1月31日の議会運営委員会において、本日より3月19日までの16日間と決めさせていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より3月19日までの16日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願ひします。

町長の施政方針の発表

議長（高山由行君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

全員マスクをしての本会議になりましたけれど、非常時であるということで失礼はお許しいただきたいと思います。

施政方針だけマスクを外そうかなとは思いましたが、風通しがいいマスクにしておりますので、何とかいけるかなと思っております。

それでは、施政方針を言います。

御嵩町議会第1回定例会の開会に当たり、町が進むべき方向性や諸課題など、施政方針を述べさせていただきます。

昨年7月に実施された町長選挙において、町民の理解を得て、4期目の御嵩町政を担わせていただくことになりました。長期政権の敵は、慣れと鮮度の低下であると認識し、御嵩町のために働きたいと決意を新たにしております。

2020年、国内では、世界最大のスポーツの祭典「東京オリンピック・パラリンピック」、岐阜県では、60歳以上のスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典「全国健康福祉祭（ねりんピック）」を控えています。また、明智光秀を主人公にした大河ドラマ「麒麟がくる」の放映も始まり、この地域にも国内外から多くの方々が訪れ、人々の交流も活発になり、「おもてなしの心」で歓迎できることを楽しみにしておりましたが、そこへ新型コロナウイルスに関連する感染のニュースが報じられ、不安な空気に包まれることとなりました。

昨年12月、中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症は、世界各国に拡大しています。国内でも感染者数が増え続けておりましたが、私が一番懸念をしていた事態が北海道で出来しました。学校の児童・生徒への感染拡大です。従来のインフルエンザは、既にワクチンもあり、治療方法もあるにもかかわらず感染が拡大し、本町も含め全国で学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖の事態が毎年発生しています。

新型コロナウイルスによる感染症は、子供は感染しにくい、たとえ感染したとしても軽症であろうとは言われています。しかし、学級閉鎖等でも分かるように、子供間の接触は、基本的に大人より濃厚で、学校はクラスターを生み出しやすい場所と言えます。子供たちが悪いわけではありません。与えられている環境の問題であります。子供が感染すれば、重篤化しやすい親の感染の可能性も高くなります。また、致死率が高くなるとされている祖父母、いわゆる高齢者を含む家族へは大きなダメージを与えかねないと考えられます。

そのような懸念を大きくしていた令和2年2月27日の夕方、安倍総理大臣から「全国小・中・高校、特別支援学校を臨時休校してほしい」という異例の要請がされました。この要請を受け、午後6時過ぎから教育長が各学校長に3月2日からの各学校の休校と中学校の卒業式の中止の方針を示し、それにより各学校長に卒業式に代わる卒業証書の授与の方法の判断を委ねました。その結果、各学校で独自の証書の授与が実施され、向陽中学校においては、3月6日、全員一堂に集めるのではなく、保護者の都合のよい時間に登校していただき、各クラス担任より証書が渡されることになっています。また、未履修部分については、あらゆる手段で補完すべく対応してまいります。

議員の皆様も心配されているかと思われる放課後児童クラブの令和2年3月2日現在の報告をいたします。上之郷小学校区は、入部者14名中3名が利用し、利用率21%、御嵩小学校区は、入部者117名中44名が利用し、利用率38%、伏見小学校区は、入部者43名中23名が利用し、利用率53%、全体で入部者174名中70名が利用し、利用率40%であります。今のところ、日常的に放課後児童クラブ未利用者からの申込みはゼロと報告を受けております。

行政としては、2月28日朝から新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、2月29日から3月15日まで町施設の利用を原則禁止し、休館といたしました。御理解のほどよろしくお願ひいたします。また、対策会議については、随時開催することになりますが、小学校の卒業式については、3月12日午後に予定している対策会議において議題としたいと考えています。

皆様には大変御迷惑をおかけすることになりますが、感染拡大防止の重要な期間であることを何とぞ御理解いただきますようお願いするとともに、皆様自身が手洗い、うがいの励行、十分な睡眠、バランスのよい食事に心がけ、免疫力を高めていただくなど、感染予防に努めていただきたいと思ひます。そして、私自身も健康管理には十分注意をし、行政運営が滞ることのないよう励んでまいります。

介護保険制度開始の際、「走りながら考える」との言葉が使われました。まさに今がその状態で、考える時間が3年間あった介護保険と違い、真の時間との闘いであり、未知の見えない敵との対峙であります。状況をしっかり見極めつつ、国・県とも情報共有、連携を図りながら取り組んでまいります。

本定例会は、皆様の御理解と御協力により、マスクを着用しての開催となります。発言がしづらい、聞き取りにくい、表情の確認が難しいなどありますが、その点も御理解いただきますようお願いいたします。

今回、提出いたします令和2年度当初予算の審議に当たり、概要を御説明させていただきます。

一般会計の予算額は106億7,400万円で、前年度と比較して10%の増、過去最大の予算規

模であります。また、特別会計、公営企業会計を合わせた総予算額は169億2,350万円で、前年度と比較して5.8%の増となりました。

一般会計は、亜炭鉱跡防災対策事業の事業費が予算額を押し上げた大きな要因となっております。

次に、一般会計予算の主な特徴を中心に説明申し上げます。

歳入につきましては、町税が企業の好調な設備投資のおかげで固定資産税の増加などにより、全体で25億453万1,000円、前年度と比較して約1億1,000万円の増加を見込んでおります。また、地方消費税交付金では、消費税率の引上げ分が平年度化されることから、前年度比で5,200万円増の3億9,400万円を見込んだほか、国・県支出金は、令和元年度は補正予算で対応した幼児教育の無償化に対する給付費や負担金など、合わせて11億8,381万7,000円を見込んでいます。諸収入では、予算を大きく押し上げた亜炭鉱跡防災対策事業助成金に37億2,040万6,000円を計上したほか、ふれあいバスの購入に当たり、コミュニティ助成金1,000万円を見込んでおります。町債につきましては、臨時財政対策債2億2,000万円のほか、消防団第3分団に貸与する消防ポンプ自動車の購入や、2か年目となる防災行政無線更新事業費に緊急防災・減債事業債を活用するなど、交付税算入率の高い地方債を選択し、総額で5億390万円を計上しています。

続きまして、歳出予算について申し上げます。

まず、新庁舎等整備事業として、情報設備や新庁舎及び町民ホールの基本・実施設計委託料、また上下水道事業会計への出資金など総額で1億5,980万円を計上したほか、亜炭鉱跡防災対策事業費として37億5,040万6,000円、防災行政無線デジタル化のための更新工事費として1億3,700万円などを計上しています。また、中公民館の空調設備の改修事業に6,410万円を計上したほか、史跡指定をされた中山道の改修工事に322万5,000円を計上しております。

さらに、ため池による被災リスクの低減を図るため、ため池の機能廃止設計及び機能廃止工事として2,780万5,000円を計上したほか、道路・橋梁を適切に維持していくため、道路・橋梁・河川の維持工事費として、合わせて1億2,700万円を計上しています。

令和2年度当初予算の特徴は、「まちの魅力向上とあたたかいまちづくり」です。2大事業関連予算のほか、本町の魅力をさらに磨き上げるとともに、子育て、教育、社会福祉の充実を図るなど、あたたかいまちづくりのための予算を盛り込み、着実に事業を執行してまいります。

それでは、令和2年度の主な施策、事業について御説明いたします。

2大事業の一つとしております、新庁舎等の整備事業に関して今日までの状況を御報告させていただきます。

新庁舎等建設予定地の全ての土地所有者から土地売買の確約書が提出いただけたことから、

現在、農業振興地域・農用地区域の除外及び開発許可申請に向け、関係機関との協議を重ねているところであります。これと並行して、敷地造成や農業用排水路、道路の設計業務は、9月を履行期限とし、鋭意進めているところであります。

また、新庁舎及び町民ホールの基本設計及び実施設計業務につきましては、先月、公募型プロポーザル方式により受注候補者を決定しました。

本件プロポーザルに当たっては、豊富な設計実績を有する設計事務所5者からの参加申込みがあり、全ての設計事務所によるプレゼンテーション並びにヒアリングを実施しました。評価委員会からは、実現性の高い木材調達や独創的な耐火性能、耐震性能についての提案など、全ての項目で高い評価を得た設計事務所を選定したとの報告を受けております。

また、選定された提案は、庁内若手職員で組織するプロジェクトチームからも高い評価を得たという報告も受けております。

本件プロポーザルに参加され、貴重な時間を費やし、真摯に努力いただいた関係各者に心より敬意を表すとともに、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

現在、受注候補者との契約に向け、手続を進めており、年度内には基本設計に着手します。

令和2年度の新庁舎関連の一般会計予算は、昨年の12月定例会でお認めいただきました債務負担行為事業を中心に約1億5,980万円を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

もう一方の2大事業であります、亜炭鉱跡防災対策事業について御説明させていただきます。

平成28年度の国の補正予算で措置された南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業は、令和2年度で事業期間の最終年度を迎えることになりました。

既に防災工事が完了したみたけ幼稚園周辺の第1期①地区とあゆみ館を含め、現在、約35.2ヘクタールの区域で本格的に充填工事を進めており、見た目には分からないものの、地域住民の安全性は確実に向上していると言えます。

一方、これらの工事区域で削孔作業や充填工事を進める中、亜炭鉱空洞が確認されなかったエリアや、想定を下回る充填量にとどまる区域も多く、現状として工事費は総体的に減額傾向にあります。この事業では、充填実績により工事費用が大きく変動するため、全体事業量の調整が非常に難しい状況ではありますが、頂いた基金全額を有効に活用するため、最後まで最大限の努力をしております。

これらを踏まえ、さらに対策区域の拡張が必要になることも想定し、地盤脆弱性調査に係る委託料を令和2年度当初予算に計上し、早期対応を図ってまいります。

また、現在、西田地内で施工中の第1期②防災工事において、工事实績に対応する工事請負契約の変更に関する議案1件についても提出させていただいておりますので、併せて御審議のほ

どよろしく願いいたします。

この冬を振り返ってみますと、数日寒い日があったものの、岐阜地方気象台によると、岐阜市では平年より 62 日遅い初雪となり、観測史上最も遅い記録を更新するなど、全国的に見ても記録的な暖冬となりました。こうした自然現象を取り上げて地球温暖化が進行しているというには早計ではありますが、気温の上昇や気候変動を見ると、少なからず影響していると考えざるを得ません。「環境モデル都市みたけ」として、引き続き長期的視点に立って、温室効果ガスの削減と吸収量を上げる取組を実践していく必要があると考えています。

本町の環境モデル都市行動計画の取組の柱の一つである森林経営信託方式による森林経営モデルは、内閣府のヒアリングでも非常に高く評価されています。森林資源を有効活用し、森林の再生に寄与できるよう、現在は請負業者との協力の下、現地で発生した間伐材を余すところなく活用し、循環するゼロエミッションの取組を行ってきましたが、本来、地域で完結できるゼロエミッションこそが本当の意味における「地域資源を活かした低炭素コミュニティみたけ」としての姿であります。

そこで、様々な再生可能エネルギーがある中、地域で循環するゼロエミッションの取組として、多くの住民が利用する中山道みたけ館に木質バイオマス熱利用設備の原点とも言うべきまきストーブを導入することといたしました。

森林資源の循環利用のモデルとして普及啓発の契機にするとともに、引き続き低炭素化社会の実現と地域活力の創出を目指してまいります。

名鉄広見線は、新可児駅から現在の御嵩口駅間について開通 100 周年を迎えました。これまでの存続活動に御理解、御協力を頂きました皆様に心より感謝申し上げます。町にとって必要な社会インフラであることを再認識し、引き続き存続活動に努めてまいります。あわせて、名鉄広見線活性化協議会で制作している映画や武将の墨絵などを大いに活用し、名鉄広見線利用促進につなげたいと考えております。また、町で現在策定に向け進めております御嵩町地域交通網形成計画では、名鉄広見線を東西の移動の中心として、ふれあいバス、ふれあい予約バスの利便性向上を図り、皆様に利用していただきやすい公共交通網を目指してまいります。引き続き、皆様の御理解、御協力が不可欠でありますので、何とぞよろしく願いいたします。

大河ドラマ「麒麟がくる」の放映が始まって、約 1 か月半が経過しました。現在のドラマの舞台が美濃編であることや、NHKの「まるっと！ぎふ」などでも中山道みたけ館での番組展が紹介された影響もあり、歴史ファンの方などをはじめ、明智光秀ゆかりの地を巡る来訪者などが本町にも訪れています。

実際、中山道案内人「偲歴会」の皆様にご協力いただき、御嵩駅舎内に観光案内ガイドができるよう受入れ体制を整備したところ、土・日などは 10 人から 15 人の来訪者から解説要望があ

り、現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対応は中止しているものの、2月末日までに延べ41組、127名の対応をしていただいたところであります。ガイドのおもてなしを受けた来訪者の中にはSNSで喜びの投稿もしていただいた方もあり、引き続きボランティアスタッフの皆さんの活躍やSNSによる効果の広がりも大いに期待しているところであります。

ただ、このような盛り上がりは一時的なものと考えています。町としては、この先を見据えながら、これを一つの契機として活用し、歴史観光資源である可児才蔵に引き続きスポットを当てながら、本町の宝物である願興寺や御嶽宿など町の魅力となる観光資源をしっかりと磨き上げていくとともに、さらなる観光誘客に努めてまいります。

令和元年度において税収に係る特筆すべき点として、固定資産税の伸びが顕著なものとなっております。これは償却資産の増が主な要因となっておりますが、現在の経済状況が先行き不透明な中においても、本町においては工業団地の企業を中心に設備投資が行われたことによるものであり、本町の企業や事業所の活発な事業活動を示しているものと考えられます。

町民税や軽自動車税などにおいては、これまでの金融機関やコンビニでの納付に加えてスマートフォンを使った納付など、より簡単に納付をしていただけますよう納付方法の多様化を進めております。

国・県・町は、皆様から納めていただく税金で成り立っており、納税は国民の義務であります。特別な事情で納税ができない場合を除き、悪質な滞納者には毅然とした態度で臨むことで、今後におきましても公平性を保ってまいります。

皆様から納付いただきました税金は、大切に適切に使わせていただき、各事業を進めてまいります。

御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例を施行し、2年が経過しましたが、この2年間で太陽光発電施設をめぐる環境は変わってきております。そんな環境の変化に対応するため、今後、2回に分けて条例改正を行います。

1回目の条例改正として、本定例会において当該条例の適用範囲を広げるための一部改正条例を上程させていただきます。令和2年度一般予算では、太陽光発電設備の設置等に関する検討委員会委員報酬を計上しております。今後、この委員会の御意見を頂きながら、条例本体の中身を検討し、本町の実情に合った条例改正を令和2年度中に行いたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

社会経済活動を支えるインフラは、これまでに整備してきたインフラの老朽化や南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対応し、住民の安全・安心を確保することが求められています。

道路点検で早期措置段階と判定された南山トンネルについては、国の令和元年度補正予算の防災・減災・国土強靱化の強力な推進の下、防災・安全交付金を財源として3月補正予算に計

上し、繰越事業として事業化するとともに、令和2年度一般会計当初予算では、緊急自然災害防止対策事業債などの有利な財源を活用して、町管理河川の改修工事や橋梁など構造物の定期点検を実施するなど、インフラの長寿命化に向けた事業を展開してまいります。

水道事業は、重要給水施設配水管整備工事など施設更新計画に基づく改良事業を進めてまいります。また、下水道事業は、汚水処理施設整備構想に基づき、公共下水道全体計画変更のため、都市計画決定の手続きを進めるとともに、令和3年度から5か年の事業計画の策定を行ってまいります。

ライフスタイルが大きく変化する中で多様な価値観も生まれ、様々な情報が氾濫し、子を持つ保護者にとって混乱やストレスがたまりやすい状況となっています。

その上で健全な親子や家族関係を築くためには、働き方改革と同時に、子育て世代を身近な地域で支援者や関係機関が寄り添い、連携して支える仕組みが求められています。また、母子保健と子育て支援の両面から様々な支援やサービスが行われており、本町においてもその充実にも努めておりますが、妊娠初期から子育て期のそれぞれの段階に応じた支援やサービスの情報や助言が全ての子育て家庭に伝わり、理解され、利用していただけるよう、集団から個へ顔の見える支援体制の構築が課題でもあります。

そこで、国においては母子保健法の改正を行い、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行い、妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターを身近な市町村に設置することを努力義務とされました。これを受け、本町においても妊産婦等の継続的な状況把握や関係機関との連絡調整、支援プラン策定などを役割とした「御嵩町子育て世代包括支援センター」を令和2年4月の開設を目指し、準備を進めているところであります。

この子育て世代包括支援センターの対象者は、全ての妊産婦や乳幼児とその保護者であることから、母子健康手帳交付から始まり、各種の訪問や健診業務を行っている保健センターと、親子が自由に遊べ、親子教室など多種イベントを行っているぽっぽかんの2施設を拠点に、それぞれの機能を生かして事業を実施してまいります。母子保健担当の保健師等、利用者支援専門員の保育士等を配置し、この子育て世代包括支援センターが総合窓口機能を持ち、関係機関が横断的に、また包括的に支援体制が図れるようネットワークを強化し、継続的な支援・サポートを実施してまいります。

教育委員会では、「21世紀御嵩町教育夢プラン」に基づいて、町の教育が目指す人間像として、みんなで学び合う姿、助け合い思いやる姿、健康で磨き合う姿の3点を位置づけ、学校教育、家庭教育、社会教育の諸施策を推進して、本町の皆さんが笑顔いっぱいになるよう、引き続き努めてまいります。

学校教育につきましては、令和2年度から小学校において新学習指導要領が全面実施となり、中学年で外国語活動、高学年で外国語科の授業が本格的にスタートするとともに、コンピューター等を活用したプログラミング教育が導入され、これからの社会をつくり出していく子供たちが、未来において求められる資質と能力を社会と共有・連携しながら培う教育課程が展開されることとなります。

また、教育環境の整備につきましては、昨年の12月定例会で補正、繰越しをお認め頂きました中学校における特別教室等へのエアコン空調整備について、上之郷・向陽中学校の両校において、それぞれ速やかに工事を進めるほか、児童・生徒のトイレ洋式化工事や屋上防水工事などの環境整備、維持補修に順次取り組んでまいります。

地域に開かれた学校運営につきましては、全ての小・中学校において学校運営協議会が設置されることに加え、地域と学校が連携・協働する仕組みとして地域学校協働本部を設置し、地域とともにある学校づくりを行うよう一層充実してまいります。

第33回全国健康福祉祭ぎふ大会「ねんりんピック岐阜2020」が本年10月31日から11月3日まで開催されます。ねんりんピックは、毎年、各都道府県持ち回りで開催され、60歳以上の方々を中心に、あらゆる世代の人たちが楽しみ、様々なイベントを通して交流を深めることができるスポーツと文化、健康と福祉の総合的な祭典であります。

県内42市町村でスポーツ交流大会10種目、ふれあいスポーツ交流大会16種目、文化交流大会5種目、ふれあいレク大会32種目が行われ、本町では、スポーツ交流大会として南山公園でディスクゴルフ大会を開催いたします。

この大会の開催に当たり、昨年は福祉医療、スポーツ、観光関係などの代表者で構成する実行委員会を設立したほか、10月13日にはディスクゴルフリハーサル大会を南山公園で開催し、県内も含めて全国から45名の参加者が来町されました。

本大会に向けては、全国から多くの参加者が集う大会であることから、本町の特産物販売や健康づくり教室を通して、健康福祉の増進とともに参加者との交流や親睦を深めながら、本町に親しみを持っていただく祭典として盛大に開催したいと思っておりますので、町民の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、令和元年度一般会計補正予算関連について少し触れさせていただきます。

今回の補正予算は、年度末を控え、事業費の確定、または決算見込みによる歳入歳出予算の増減が主なものとなっております。

まず、歳入についてですが、決算の見込みにより町税全体で1億50万円を増額したほか、国・県支出金合わせて4,081万1,000円増額しております。また、プレミアム付商品券の売上収入が当初より減収となる見込みであることや、今年度の亜炭鉱跡防災対策事業の見込みによ

る助成金の減額など、諸収入全体で9億7,301万7,000円を減額しております。

歳出におきましては、国の補正予算に対応するため、南山トンネルの補修工事費など道路維持工事費を1億円増額するものの、商工会に対するプレミアム付商品券の事業費補助金の減額や決算見込みなどにより民生費で3,877万1,000円を減額したほか、消防費では、亜炭鉱跡防災対策事業の決算の見込みなどにより全体で9億4,901万1,000円の減額をしております。

これらのほか、継続費、繰越明許費、地方債の補正を行い、補正予算の総額としましては、歳入歳出ともに7億8,285万2,000円の減額となっております。

今回提出いたしますのは、人事案件2件、令和2年度の一般会計及び特別会計、企業会計の当初予算6件、令和元年度一般会計及び特別会計、企業会計に関する補正予算5件、条例関係が11件、その他の議決案件3件、都合27件であります。

後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

また、本定例会会期中にあの3月11日が訪れます。今でも東日本大震災のあの惨状は、頭の中にくっきりと描き出されます。自然災害も、今回のような人為的災難も、乗り越えるべく発生するものと考え、本定例会を迎え、対応したいと思っております。

御清聴ありがとうございました。

議長（高山由行君）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、明日5日の午後5時までに通告書により事務局まで提出していただくようお願いします。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

議員派遣報告書、例月現金出納検査の結果について、これは令和元年11月分から令和2年1月分までの報告であります。以上の2件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開予定時刻は9時55分といたします。

午前9時41分 休憩

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました議案第3号から議案第29号までの27件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件27件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

まず、人事案件から、議案第3号 副町長の選任につき同意を求めることについて、議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについて、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それでは、私のほうから人事案件2件について御説明を申し上げます。

副町長においては、私が町長になって以来、初めての留任ということでお願いをしたところであります。

私の初代からの副町長は、ほぼ定年をその期間中に迎える、本来の公務員であれば定年退職をするという、そういう年齢になっておりました。

今回、御提案申し上げます副町長については、56歳から副町長になっていただき、現在、60歳になったばかりということで、まだ体力、気力とも現職として仕事をしていただけているということで寺本ユキヒロさんをお願いをいたしました。資料のほうにありますとおりの履歴であります。もともと財政係長をやって、また総務部長も務めた上での副町長就任でありましたので、まず1つは、財政的に非常に安定した経営がされていくという安心感を私自身も持っておりますし、私のほうから逆に質問することもよくあります。そういう意味では私の右腕として十分仕事をしていただける方でありますので、議会の皆さんの同意を頂きたいと、このように考えております。

もう一件、教育長についてであります。

この教育長については、かつては教育委員としての提案をさせていただき、皆さんに同意を

頂いてという形での法的な位置づけでありました。教育委員5名の中から互選で教育長を選ぶという形式で長年続いてまいったわけではありますが、滋賀県のいじめの問題等々から端を発し、やはり最終的に行政の長の責任が問われるというような状況も起きてきましたので、法改正がなされ、任期3年で議会に御提案申し上げる際には、この人を教育長にという形で提案するという形式に前回からなっております。私と同じ年でもありますので、そういう意味での時代背景とか、そういうものについては共有できるものが多くあります。

私は、歴代にそう何人も教育長と付き合ったわけではありません。1期目のときには教育長不在ということで、一日も早く教育長を誕生させなければと思っておりまして、丹羽教育長にお願いをしたところでもあります。その丹羽教育長も、体調という部分で非常に不安定な状態になりました。そういう意味では退任をされるに当たって推薦をしていただいた候補が数名お見えになりましたが、その中から私が選択させていただいたということになります。

これまでの教育長の仕事については、大きな批判をされるようなミスはないと私は確信しております。私自身も新鮮な形にしてもいいのかなあなんていうことは一時的に考えたこともありますけれど、当初受けていただいたときにも、町長が町長をやっている限り自分は頑張りますということも言っていたいたということもあり、高木俊朗さんをお願いすることになりました。高木俊朗さんをそのまま留任ということでもあります。

ただ、私と教育長の間欠けているとするならば報告や説明責任という部分が、やはり教育界の言うに言われないこともあるかと思いますが、私が目指している学校は開かれた学校でありますので、行政の長が知っておくべきこと、また指示を出さなければいけないことは、やはりあると思いますので、そのあたりの今後の関係において是正していく部分もはっきり見えておりますので、ぜひ議員の皆様には御理解を頂き、この高木俊朗さんを教育長に私自身が指名したいと思っておりますので、御理解のほど頂きたいと思っております。以上であります。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

今の発言で町長が少し発言の訂正があるそうですので、町長の発言を許します。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

大変申し訳ございませんでした。人の名前を間違えたようであります。副町長については寺本公行であります。先ほどはユキヒロと言ってしまったようでありますので、御容赦願います。よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、当初予算関係に移ります。

議案第5号 令和2年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第5号 令和2年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。

当初予算の主要なものは町長の施政方針で、また主要な施策につきましては、既に各常任委員会協議会におきまして担当課より説明をしており、今定例会においても常任委員会に付託される予定でありますので、あまり重複しないよう予算書と附属書類を中心に説明をさせていただきます。

それでは、予算書の青色のページをおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億7,400万円と定める規定をしております。各款項ごとの予算額につきましては、2ページから8ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、後ほどのお目通しをお願いします。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、それぞれの表で説明させていただきます。

第4条では、一時借入金の借入れの最高額は8億円とすること、第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づく歳出予算の流用に関する特例について規定をしております。

それでは、9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為について御説明申し上げます。

設定件数は1件、事業期間及び限度額を明記し、将来の経費支出の前提となる債務を定めたものであります。

土地改良施設維持管理適正化事業賦課金は、西門前ため池と正願寺ため池の補修工事に対する令和3年度から令和6年度までの賦課金で708万円の限度額を設定しております。

10ページをお願いします。

第3表 地方債です。

令和2年度は全部で10件、合計では令和元年度より1,600万円多い5億390万円の借入れを予定しております。

バス購入事業は、ふれあいバスを更新するため 750 万円。

低公害車購入事業は、住民環境課のリフト付 2 トントラックをハイブリッド型の 2 トントラックに更新するため 510 万円。

林道改良事業は、林道八嵩線の舗装・補修工事に 170 万円。

地方道路等整備事業は、グリーンテクノみたけ内の町道御嵩 156 号線と小原から前沢へ抜ける上之郷 142 号線の舗装・補修工事に 1,150 万円。

橋梁整備事業は、木屋洞橋、横枕橋の補修で 990 万円。

河川改修事業は、井尻川と前沢川の改修工事に 4,370 万円。

消防自動車購入事業は、第 3 分団へ貸与する消防ポンプ自動車の購入費として 1,460 万円。

消防防災設備整備事業は、2 年目となる防災行政無線のデジタル化更新工事に 1 億 3,700 万円。

空調設備改修事業は、中公民館の空調設備改修事業で 5,290 万円。

最後の臨時財政対策債は、令和 2 年度は 2 億 2,000 万円の借入限度額を計上しております。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

14 ページから掲載の歳入及び歳出明細につきましては、この後、附属書類で御説明しますので、申し訳ありませんが、先に予算書、112 ページをお開きください。

給与費明細書であります。

特別職のうち、長等及び議員については、期末手当の改定によりそれぞれ増額しておりますが、その他の特別職において人数、報酬が大きく減っております。これは、令和元年度に執行した 3 つの選挙に伴う投開票立会人の減や、少人数学級講師がその他の特別職から会計年度任用職員として一般会計に移行したこと、また附属機関の設置に関する条例により特別職と位置づける機関を整理したことから、人数の減少とともに報酬額も大きく減額しております。特別職全体では、合計欄の下から 2 行目、996 万 8,000 円の減となっております。

一般職は次の 113 ページに掲載しておりますが、来年度から始まる会計年度任用職員制度により、これまでの臨時職員が一般職として位置づけられたため、報酬、職員手当、共済費が大きく増加したことから、前年度と比較すると 2 億 6,047 万 9,000 円の増額となっております。職員数欄の括弧書きの人数は、前年度の 4 人は再任用職員数で、本年度の 225 人は再任用職員とパートタイムの会計年度任用職員の計数を表しています。フルタイムの会計年度任用職員は 9 名おりますが、この方々には給与を支給しません関係上、144 人の中に含まれております。

下の表は職員手当の内訳、次のページは給与等の増減額の明細、給料等の状況、給料等級別職員の構成、昇給や手当の内訳など、117 ページまで人件費の明細を掲載しております。後ほどのお目通しをお願いいたします。

118 ページをお願いします。

継続費に関する調書となります。

亜炭鉱跡防災対策事業に係る継続費について、平成 30 年度末までの支出額、令和元年度末までの支出（見込）額、最終年度となる令和 2 年度の支出予定額をお示しする調書となります。

なお、平成 29 年度から令和 2 年度までの額につきましては、この後御説明する令和元年度一般会計補正予算（第 5 号）の補正後の継続費の年割額と突合させております。

119 ページ、120 ページは、債務負担行為に関する調書であります。

10 件の債務負担事業について、令和 2 年度以降の支出予定額をお示ししております。

121 ページをお願いします。

平成 30 年度決算値をベースに、後ほど御説明する一般会計補正予算（第 5 号）を反映させた地方債の令和元年度末現在高見込額と令和 2 年度当初予算を反映した 2 年度末の地方債現在高見込みを表した調書になります。

令和 2 年度末の地方債の残高見込みは、一番下の合計欄の 2 列目、令和元年度末現在高見込額 54 億 8,172 万 6,000 円より 3,175 万 4,000 円増加し、55 億 1,348 万円を見込んでおります。

次に、令和 2 年度御嵩町歳入歳出予算附属書類に基づいて説明をさせていただきます。

附属書類のピンク色の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

令和 2 年度会計別予算総括表であります。

そのうち一般会計の予算総額は、何度も申し上げますが 106 億 7,400 万円、前年度比較で 9 億 6,900 万円の増、率にして 10.0%の増となりました。

また、表の一番下、全ての会計を合わせました総計を御覧いただきますと、予算の総額は 169 億 2,350 万円、前年度と比較しますと 9 億 3,250 万円の増、率にして 5.8%の増となり、昨年に続き、亜炭鉱跡防災対策事業の増額が大きく予算を押し上げ、過去最大の予算規模となりました。

2 ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算のうち、前年度予算と比較し増減額の大きなものを中心に説明させていただきます。

款 01 町税は、町民税は個人分、法人分とも減額を見込むものの、償却資産の増加に伴う固定資産税の増額など、令和元年度の実績見込みに基づく増収を見込み、前年度より 1 億 1,004 万 5,000 円増の 25 億 453 万 1,000 円。

款 06 地方消費税交付金は、消費税率改正に伴う交付額が令和 2 年度から平年度化することから、前年度比較 5,200 万円増の 3 億 9,400 万円。

款 09 地方特例交付金は、幼児教育・保育無償化に伴い、減収分を補填する子ども・子育て

支援臨時交付金の改定などにより、前年度比較 5,689 万 1,000 円減の 1,800 万円を見込んでおります。

款 10 地方交付税は、町税等の自主財源の増収に反比例する形で 5,000 万円の減額を見込み、13 億円を計上しております。

款 14 国庫支出金、款 15 県支出金とも幼児教育・保育無償化に伴う国・県負担金や国・県補助金の増額により、国庫支出金は 3,992 万 6,000 円増の 5 億 6,047 万 2,000 円を、県支出金は 566 万 8,000 円増の 6 億 2,334 万 5,000 円を見込んでおります。

款 18 繰入金は、財政調整基金からの繰入額を前年度より 530 万円ほど増額したほか、他の基金も目的に沿った事業費に充当するため、全体では前年度比較 1,026 万 6,000 円増の 2 億 9,911 万 6,000 円の繰入れを予定しております。

款 20 諸収入は、亜炭鉱跡防災対策事業助成金のほか、放課後児童クラブの利用料値上げに伴う増収や、ふれあいバス購入に伴い、コミュニティ助成金を見込むなど、8 億 7,019 万 6,000 円増の 38 億 1,602 万 3,000 円、歳入全体の 35.8%を占めております。

次の 3 ページが歳出比較表になります。

款 02 総務費は、ふれあいバスの購入費や固定資産評価替えに伴う鑑定委託料、国勢調査費やマイナンバーカード関連の委託料など新たに計上したのものもありますが、新庁舎関連予算の減額や、ホームページやグループウェアの更新など電算関係予算の関連予算の減額、令和元年度は 3 つの選挙の経費を計上していましたが、令和 2 年度は県知事選挙経費のみと減額要素が大きかったことから、前年度と比較して約 4,356 万円減の 11 億 5,336 万 9,000 円。

款 03 民生費は、中保育園の指定管理委託料の計上や、保育無償化に伴う認定こども園、小規模保育、認可外保育施設等に対する給付費を新規計上したこと等により、約 8,858 万円増の 22 億 9,182 万円。

2 つ飛びまして、款 06 農林水産業費は、ため池ハザードマップの作成完了による委託料の減、土地改良事業の終了による可児土地改良区への負担金の皆減、中濃地域農業共済事務組合の解散による負担金の皆減等により、約 2,847 万円減の 1 億 9,892 万 1,000 円。

款 08 土木費は、令和 2 年度に予定していた道路維持工事を国の補正予算を受け、元年度事業に巻き替えたことによる減額や、橋梁維持工事費の減、また建設課で保管する和紙の公図の電子化作業が完了したことによる減など、土木費全体で約 5,387 万円減の 8 億 2,264 万 1,000 円。

款 09 消防費は、消防ポンプ自動車の購入費用を新規計上したほか、亜炭鉱跡防災対策事業の事業量の増により、消防費全体で約 8 億 8,971 万円増の 42 億 3,997 万 4,000 円、一般会計全体の 39.7%、約 4 割を占める予算となっております。

款 10 教育費は、中公民館の空調設備改修事業費の計上、幼児教育無償化に伴う私立幼稚園への負担金の増額、また教職員用パソコンのアップグレードなど電算関係の経費の増額、共和中学校の特別教室の空調設備の整備に伴う分担金の増額などにより、約 1 億 617 万円増の 8 億 2,757 万 6,000 円としております。

4 ページ、5 ページをお願いします。

令和 2 年度予算を会計別に節単位でまとめたものをお示しする内訳表となっています。

6 ページは、公営企業会計につきまして、一般会計、特別会計の節別に準じた形で分類し、お示ししております。表の下段の消費税から右側の科目は、企業会計特有の科目となります。

次の 7 ページは、同じく各会計の歳出予算の財源内訳表であります。

ページをおめくりいただき、8 ページから 12 ページまでは一般会計人件費等明細表であり、備考欄には報酬の内容が載せてあります。令和 2 年度より始まる会計年度任用職員制度の関係で一般職職員の人数が大きく増加しております。

13 ページは、過去 10 年の当初予算の規模の推移表であります。

14 ページは、実質公債費比率の推移に関する調査表です。

次に、オレンジ色の表紙の資料は、事業別予算説明書であります。一般会計の支出予算科目ごとに、財源内訳、主な内容等を掲載しております。

黄色の表紙のものは主要施策の概要であり、各課、係別に主要な事業の概要を載せております。

以上、3 件の附属資料に関し大まかに説明をさせていただきましたが、いずれの資料も予算書の内容を補完する資料であります。後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 5 号 令和 2 年度御嵩町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 6 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第 7 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 8 号 令和 2 年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上 3 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、議案第 6 号、第 7 号、第 8 号について御説明をいたします。

初めに、議案第 6 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について御説明をさせていただきます。

国民健康保険制度改革によりまして平成 30 年度から岐阜県も保険者となり、国保の財政運営の中心的役割を担うことになりました。新たな国民健康保険制度は、3年目を迎えるということになります。

それでは、予算書の 123 ページをお願いいたします。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 9,500 万円と定める規定をしています。

歳入歳出予算の款項ごとの金額は、124 ページから 126 ページの第 1 表 歳入歳出予算によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

127 ページ、128 ページは、歳入歳出予算事項別明細書になります。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ 5,100 万円の増となります。

詳細について説明いたしますので、そのまま 127 ページをお願いいたします。

歳入からですが、初めに款 01 国民健康保険税につきましては、合計で 3 億 6,417 万 1,000 円、被保険者数の減少などにより昨年度に比べて 2,744 万 1,000 円の減となっております。保険税収入は、国民健康保険運営の根幹となります。被保険者の皆様に保険制度の周知と御理解を頂きながら、引き続き税収の確保に努めてまいります。

款 03 県支出金につきましては、主に保険給付費の増に伴う保険給付費等交付金の増などにより、国庫負担金減額措置対策費補助金と合わせまして 17 億 8,062 万 8,000 円となり、前年度より 6,512 万 9,000 円の増となります。

款 05 繰入金につきましては、保険税軽減による保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援繰入金など、合計で 1 億 2,010 万 8,000 円となります。主に保険基盤安定繰入金の減により 205 万円の減額となります。

款 06 繰越金につきましては、前年度の決算を見込みまして、前年度と比べて 1,538 万 3,000 円増の 2,601 万 8,000 円を計上しております。

続きまして、歳出について説明をいたしますので、128 ページをお願いします。

款 02 保険給付費ですが、主に一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など過去の実績と今後の動向を見込み、合計で 17 億 4,520 万 7,000 円、前年度と比べて 6,885 万 4,000 円の増となります。出産育児一時金及び葬祭費を除き財源は、全額保険給付費交付金を充てております。

款 03 国民健康保険事業費納付金は、県によって算定された国民健康保険事業費納付金を県に納付するもので、前年度より 3,695 万 1,000 円減の 4 億 7,252 万円を計上しております。

款 04 保健事業費につきましては、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸を図るため、特定健康診査、特定保健指導等を行います。疾病の予防、早期発見の鍵となる特定健康診査の受

診率の向上に向けた受診勧奨事業の実施などにより 2,932 万 8,000 円を計上いたします。

款 05 基金積立金は、主に国民健康保険事務費納付金の減に伴う余剰金の発生によりまして基金へ積み増しを行うもので、2,010 万 4,000 円を計上しております。

予算書の 129 ページから 139 ページまでが明細となっております。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづりの 44 ページ、45 ページが関係分となりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 6 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 7 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

後期高齢者医療保険の運営につきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合にて行っているところでございます。

予算書の 143 ページをお願いいたします。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,900 万円と定める規定をしております。

歳入歳出予算の款項ごとの金額は、144 ページ、145 ページの第 1 表 歳入歳出予算によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

147 ページ、148 ページは、歳入歳出予算事項別明細書になります。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ 2,200 万円の増となっております。

詳細について説明いたしますので、そのまま 147 ページをお願いいたします。

まず、歳入からですが、款 01 保険料は 1 億 7,014 万 1,000 円で、前年度より 1,602 万 4,000 円の増となっております。後期高齢者医療の保険料率は、広域連合により 2 年ごとに見直しをされており、令和 2 年度は改定の年となっております。令和 2 年度、3 年度は、所得割率が 0.8 ポイント引上げの 8.55%、均等割額が 2,997 円増の 4 万 4,411 円となります。また、賦課限度額が 2 万円引上げの 64 万円となります。

款 03 後期高齢者医療広域連合支出金につきましては、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診、訪問口腔健診の健診費に対する広域連合からの委託金として 629 万 8,000 円を見込んでおります。

款 04 繰入金につきましては 6,058 万円で、前年度より 503 万 9,000 円の増であります。事務費やすこやか健診等、保健事業費及び保険基盤安定負担金の広域連合への負担分に係る一般会計からの繰入金となります。

款 06 繰越金は、前年度の決算を見込みまして 192 万 2,000 円を計上しております。

続きまして、歳出について説明いたします。148 ページをお願いします。

款 01 総務費は、一般管理費と徴収費で合計 305 万 8,000 円で、前年度より 24 万 6,000 円の増となります。

款 02 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては 2 億 2,709 万円で、前年度より 2,083 万 7,000 円の増となります。これは、広域連合への保険料や事務費などの負担金でございます。

款 03 保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診、訪問口腔健診に係る事業費などで、事業費全体で 687 万 1,000 円、前年度より 40 万 6,000 円の増となっております。

款 04 諸支出金 100 万 1,000 円は、過年度保険料などの還付金を予定しております。

予算書の 149 ページから 153 ページまでが明細となっております。

歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり 46 ページに関係分がございますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 7 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 8 号 令和 2 年度御嵩町介護保険特別会計予算について御説明をいたします。

令和 2 年度は、第 7 期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年に当たり、計画で掲げております「みんなでつくろう安心と支え愛のまち」づくりを目指して、地域包括ケアシステムの構築を一層推進していくものでございます。

それでは、予算書の 155 ページをお願いいたします。

第 1 条、第 1 項で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 2,800 万円と定め、第 2 項で介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 750 万円と定める規定をしております。

156 ページをお願いいたします。

保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計は 17 億 3,550 万円で、前年度当初予算に比べて 350 万円の増となっております。

各事業勘定の各款項ごとの予算額につきましては、157 ページから 160 ページまでの第 1 表歳入歳出予算によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

それでは、まず保険事業勘定から説明をいたしますので、161 ページ、162 ページをお願いいたします。

歳入歳出とも前年度当初予算に比べて 300 万円の増となっております。

まず、歳入からですが、初めに款 01 保険料は、軽減率の変更により特別徴収及び普通徴収を合わせて 3 億 8,883 万 3,000 円、昨年度より 858 万 6,000 円の減となっております。保険料収入は、介護保険運営の根幹となります。被保険者の皆さんに御理解を頂きながら、保険料の

確保に努めてまいり所存でございます。

款 03 国庫支出金は、介護給付費の居宅分 20%、施設分 15%の国庫負担金と調整交付金、地域支援事業に係る交付金、保険者機能強化推進交付金と合わせて 3 億 7,465 万 8,000 円となり、前年度より 433 万円の減となっております。

款 04 支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料としての給付費の 27%でございますが 4 億 4,487 万 1,000 円で、前年度より 34 万 8,000 円の減となっております。

款 05 県支出金につきましては、負担金が給付費の居宅分 12.5%、施設分 17.5%などで、補助金と合わせて 2 億 4,440 万 5,000 円、前年度より 168 万 8,000 円の減となります。

款 06 繰入金は、一般会計からの介護給付費 12.5%の繰入金や事務費繰入金などで 2 億 5,760 万 3,000 円で、前年度より 942 万 4,000 円の増となります。

また、款 08 繰越金につきましては、前年度の決算を見込みまして 1,654 万 8,000 円を計上しております。

続きまして、162 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 01 総務費は、事務費や賦課徴収費、認定費など合計で 2,186 万 3,000 円、前年度より 160 万円の減となります。

款 02 保険給付費は、訪問・通所・短期入所などの居宅サービスや各種の施設サービス、そして介護予防などのサービス事業費、審査手数料、高額介護サービス費の合計で 16 億 1,312 万 6,000 円です。前年度より 808 万 2,000 円の増となっております。

款 04 諸支出金は、例年発生いたします前年度の介護保険事業精査に伴う償還金と過誤納金の還付金ですが、前年度より 20 万円減額の 140 万円を計上しております。

款 05 地域支援事業費は、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、要支援者の訪問・通所の居宅サービス費などの介護予防、日常生活支援総合事業経費、それから筋トレや高齢者ボランティアポイントなどの一般介護予防事業と、それから地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業、認知症対策などの包括的支援・任意事業の事業費として 8,403 万 3,000 円、前年度より 538 万 6,000 円の減となります。

予算書の 163 ページから 175 ページまでが明細となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたします。

ここからは要支援 1・2の方を対象に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成する事業所としてのサービス勘定でございます。

181 ページ、182 ページは、歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入歳出とも前年度

と比べて 50 万円の増となっております。

それでは、歳入のほうから説明をさせていただきます。

款 01 サービス収入でございますが、要支援認定者のサービスプラン作成によります介護報酬のサービス収入として 732 万 1,000 円、前年度より 45 万 8,000 円の増となります。

182 ページをお願いいたします。

歳出の款 01 事業費は、介護予防プラン作成などのため居宅介護支援事業費として 457 万 1,000 円、前年度より 82 万 5,000 円の減となります。

款 02 諸支出費 275 万円は、保険事業勘定への繰出金でございます。

予算書の 183 ページから 184 ページまでが明細となっております。

歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり 47 ページから 52 ページまでが介護保険特別会計の関係分となっておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で議案第 6 号、第 7 号、第 8 号、以上 3 件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 9 号 令和 2 年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第 10 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計予算について、以上 2 件について朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

令和 2 年度水道事業会計予算並びに下水道事業会計予算については、常任委員会協議会で説明させていただいておりますので、私のほうからは概要のみの説明とさせていただきます。

初めに、議案第 9 号 令和 2 年度御嵩町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の 187 ページをお願いいたします。

第 1 条は、当会計予算を定める総則です。

第 2 条で業務の予定量を規定しています。1. 給水件数は 6,560 件、2. 年間総給水量を 230 万立方メートル、3. 1 日平均給水量 6,300 立方メートルを見込んでおります。4. 主な建設改良事業としまして、昨年度に引き続き、上之郷中学校までの重要給水施設配水管整備工事や下水道関連移設工事などの送配水管及び施設改良事業、水道施設等耐震化事業を進めてまいります。188 ページからがそれぞれの予定額の総額です。詳細は、後ほど説明させていただきます。

第 3 条、収益的収入及び支出は、収入の第 1 款水道事業収益、支出の第 1 款水道事業費用ともに 6 億 4,200 万円を計上いたしました。

189 ページに移りまして、第4条、資本的収入及び支出は、収入の第1款資本的収入 5,560 万円、支出の第1款資本的支出 1 億 7,700 万円を計上いたしました。

なお、第4条本文中、括弧書きに記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 2,140 万円は、過年度分損益勘定留保資金 149 万 1,000 円、当年度分損益勘定留保資金 9,570 万円、減債積立金 1,189 万 5,000 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,231 万 4,000 円で補填するものでございます。

次に、190 ページをお願いします。

第5条から第8条において一時借入金の限度額などを定めておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

続いて、予算説明書となります。

191 ページからは予算実施計画、194 ページからは給与費明細書となっております。

199 ページからは令和2年度の予定貸借対照表と注記を、204 ページからは令和元年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに注記となっております。

211 ページからは予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入は、款1水道事業収益 6 億 4,200 万円です。主な収入として、項1 営業収益、目1 給水収益、節1 水道使用料 4 億 8,200 万円のほか、項2 営業外収益、目2 長期前受金戻入 1 億 3,030 万円などを計上しております。

212 ページからは支出です。

款1水道事業費用は 6 億 4,200 万円です。主な支出は、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費、節31 受水費 2 億 4,100 万円のほか、目2 配水及び給水費、節15 修繕費 2,470 万円、節22 委託料は、検満量水器取替え業務委託料などで 2,729 万 2,000 円。213 ページに移りまして、目4 総係費、節22 委託料は、水道料金収納事務等業務委託料などで 1,873 万 7,000 円。214 ページに移りまして、目5 減価償却費 2 億 2,200 万円。項2 営業外費用、目3 消費税 1,500 万円などを計上しています。

215 ページからは資本的収入及び支出です。

収入の款1 資本的収入は 5,560 万円です。主な収入として、項1 出資金は、一般会計からの新庁舎等整備関連事業出資金 700 万円。項2 負担金は、節1 給水申込金、節2 工事負担金を合わせて 4,110 万円。項3 補助金は、節1 県補助金 750 万円を計上しております。

次に、支出の款1 資本的支出は 1 億 7,700 万円です。主な支出は、項1 建設改良費、目2 建設改良事業費、節12 工事請負費は、送配水管及び施設改良工事などで 1 億 2,300 万円、216 ページに移りまして、節22 委託料は、新庁舎等整備関連上水道設計業務委託料などで 2,240 万円。項2 償還金は、企業債元金償還金で 1,189 万 5,000 円を計上しております。

217 ページをお願いします。

令和 2 年度の予定キャッシュ・フロー計算書になります。

I の業務活動によるキャッシュ・フローの最上段に示していますとおり、令和 2 年度の純利益は 1,234 万 4,000 円を見込んでおります。

また、附属資料といたしまして、主要施策の概要つづり 53 ページに主な事業概要を記載しておりますので、後ほど併せてお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 9 号 令和 2 年度御嵩町水道事業会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 10 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

それでは、予算書の 219 ページをお願いいたします。

第 1 条は、当会計予算を定める総則です。

第 2 条で業務の予定量を規定しています。1. 整備区域内人口は 1 万 900 人、2. 年間排水量を 162 万 3,400 立方メートル、3. 1 日平均排水量 4,448 立方メートルを見込んでおります。主な建設改良事業としまして、北切地区面整備実施設計業務、北切地区面整備工事などの未普及対策整備事業を進めてまいります。220 ページからがそれぞれの予定額の総額です。詳細は、後ほど説明させていただきます。

第 3 条、収益的収入及び支出は、収入の第 1 款下水道事業収益 7 億 100 万円、支出の第 1 款下水道事業費用 6 億 1,200 万円を計上いたしました。

221 ページに移りまして、第 4 条、資本的収入及び支出は、収入の第 1 款資本的収入 2 億 1,000 万円、支出の第 1 款資本的支出 5 億 4,900 万円を計上いたしました。

なお、第 4 条本文中、括弧書きに記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 3,900 万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 678 万 8,000 円、前年度分損益勘定留保資金 757 万円、当年度分損益勘定留保資金 2 億 4,626 万 6,000 円、繰越利益剰余金処分量 534 万 8,000 円及び当年度利益剰余金処分量 7,302 万 8,000 円で補填するものでございます。

222 ページをお願いいたします。

第 5 条、企業債は、公共下水道建設事業や流域下水道事業負担金で合わせて限度額を 6,450 万円とさせていただきます。起債の方法、利率及び償還の方法については、後ほどお目通しをお願いいたします。

第 6 条から次のページ、第 10 条までは一時借入金の限度額などを定めておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

続いて、予算説明書となります。

225 ページからは予算実施計画、227 ページからは給与費明細書となっております。

232 ページからは令和2年度予定貸借対照表と注記を、237 ページからは令和元年度予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに注記となっております。

244 ページからは予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入は、款1 下水道事業収益7億100万円です。主な収入として、項1 営業収益、目1 下水道使用料1億9,900万円。項2 営業外収益、目2 他会計負担金2億1,787万9,000円、目3 他会計補助金1億6,761万5,000円、目5 長期前受金戻入1億409万円などを計上しております。

次に、245 ページをお願いいたします。

支出です。

款1 下水道事業費用は6億1,200万円です。主な支出は、項1 営業費用、目1 管渠費、節22 委託料は、施設監視及び管理業務委託料などで1,623万1,000円。目2 業務費、節22 委託料は、下水道使用料徴収事務委託料で1,039万8,000円。目3 総係費、節22 委託料は、下水道台帳更新業務委託料などで618万円。次のページ、目4 流域下水道維持管理負担金は1億円。目5 減価償却費3億4,935万6,000円。項2 営業外費用は、企業債利息や消費税など9,465万9,000円を計上しました。

次に、資本的収入及び支出の主なものを説明させていただきます。

収入の款1 資本的収入は2億1,000万円です。項1 企業債は、公共下水道事業債などで6,450万円。次の247 ページです。項2 出資金は、一般会計からの出資金で9,266万6,000円。項3 他会計補助金は、一般会計からの補助金1,064万円。項4 補助金は、節1 国庫補助金などで2,701万1,000円。項5 受益者負担金及び分担金は、南山台東団地下水道整備による受益者負担金などで1,518万3,000円を計上しております。

次に、支出の款1 資本的支出は5億4,900万円です。項1 建設改良費、目1 下水道施設費、節22 委託料は、北切地区面整備実施設計業務委託料などで4,940万円、節31 工事請負費は、北切地区面整備工事などで3,950万円、節32 補償費は1,100万円。目2 建設負担金は、木曾川右岸流域下水道事業建設負担金2,523万8,000円。項2 償還金は、企業債元金償還金4億742万円を計上しております。

248 ページをお願いいたします。

令和2年度の予定キャッシュ・フロー計算書になります。

I の業務活動によるキャッシュ・フローの最上段に示していますとおり、令和2年度の純利益は9,008万7,000円を見込んでおります。

また、附属資料といたしまして、主要施策の概要つづり 54 ページから 55 ページに主要な事業を記載しておりますので、後ほど併せてお目通しをお願い申し上げます。

以上で、議案第 10 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計予算についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

次に、補正予算について行います。

議案第 11 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 11 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について御説明いたします。

補正予算書つづりのピンク色の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入支出の見込みの精査などによる増額、または減額補正が主なものとなっております。

初めに、第 1 条では既決の予算総額から 7 億 8,285 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 90 億 537 万 1,000 円とする旨を規定しております。

各款項ごとの補正額につきましては、2 ページから 4 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いします。

第 2 条からは継続費、繰越明許費、地方債の補正に関する規定でございます。

初めに、継続費補正について説明させていただきますので、5 ページをお願いいたします。

亜炭鉱跡防災対策事業につきましては、令和 2 年度までの継続費を設定しておりますが、先般の臨時会で御承認いただきました亜炭鉱跡防災対策事業第 5-3-3 期防災工事の入札結果や他の施工地域の事業費の見込みにより、元年度の年割額を 9 億 4,746 万 1,000 円減額し、同額を令和 2 年度の年割額に上乘せする変更でございます。

下の表、6 ページの第 3 表は繰越明許費補正で、5 件の追加をお願いします。

1 つ目の P C B 廃棄物処理・運搬委託料は、現在保管している P C B の処分を本年度に終える予定でしたが、事務処理の遅延が原因で年度内の処理完了が見込めなくなったため、事業費全額となる 348 万 9,000 円の繰越しをお願いします。

2 つ目、プレミアム付商品券事業は、本年度販売したプレミアム付商品券の換金に係る業務が 4 月以降も必要なため、事業費補助金、事務費補助金、合わせて 650 万円を繰越しさせてい

ただくものでございます。

3つ目の水道管路耐震化事業出資金につきましては、予定していた南山台東団地面整備移設工事につきまして、下水道工事の影響により年度内完了が見込めなくなったため、230万円の繰越しをお願いします。

4つ目のため池廃止事業は、番上洞池の設計委託料、長岡第1・第2池、真名田ため池について年度内完了が見込めなくなったため、合わせて1,709万2,000円の繰越しをお願いします。

5つ目の道路維持工事費は、国の補正予算の補助内示を受け、南山トンネルなどの補修工事を行うものですが、年度内の完了は困難であることから繰越しをさせていただきます。

7ページ、第4表は地方債補正で、1件の変更をお願いします。

地方道路等整備事業として借入限度額を4,800万円増額し、6,210万円とさせていただきますので、当初の町道御嵩156号線、159号線と上之郷142号線に加え、繰越事業とする南山トンネルの補修工事などの追加によるものでございます。利率、償還の方法等につきましては、変更はございません。

1枚おめくりいただき、10ページをお願いします。

まず、歳入の主なものについて説明をさせていただきます。

款01町税の項01町民税、項02固定資産税は、町内企業の好調な業績の反映や償却資産の増加に伴い、全体で1億50万円の増額です。

款13使用料及び手数料の目02民生使用料は、あゆみ館北側の敷地を亜炭鉱跡防災対策事業のプラント用地に貸し付けた目的外使用料で95万4,000円を追加です。

11ページに移りまして、目05の土木手数料は、決算見込みによる屋外広告物許可申請手数料の減額です。

款14国庫支出金の目01総務費国庫補助金は、増加傾向にある個人番号カードの交付事務について国から交付額の見込み通知が参りましたので、115万2,000円を増額。

目02民生費国庫補助金は、プレミアム付商品券事業の決算見込みにより1,181万1,000円の減額。

目03衛生費国庫補助金は、風疹抗体検査の決算見込みによる90万5,000円の減額と、浄化槽の整備基数や年度間調整額の確定により循環型社会形成推進交付金84万2,000円の増額、また健康管理システムの改修に対する補助金29万円を追加しております。

目04土木費国庫補助金は、国の補正予算の補助内示を受けた南山トンネルの補修工事など道路橋梁費補助金として4,800万円の増額と、一般住宅等の耐震補強件数の実績により238万9,000円を減額するものです。

目05教育費国庫補助金は、私立幼稚園就園奨励費の額の確定による減額。

目 06 消防費国庫補助金は、消防団員用の携帯型簡易デジタル無線機の購入事業費の確定により 13 万円の減額です。

12 ページへ参りまして、款 15 県支出金、項 01 県負担金は、国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金とも交付決定により、合わせて 763 万 4,000 円の増額。

項 02 県補助金の目 01 総務費県補助金は、東京圏からの移住支援事業について対象者がなかったため、75 万円を皆減。

目 03 衛生費県補助金は、浄化槽の整備基数の確定により 112 万 2,000 円を減額。

目 04 農林水産業費県補助金は、農業次世代人材投資事業について対象者への補助を中止したことから 150 万円の予算額を皆減するものと、ため池機能廃止等事業において補助の追加交付がございましたので 152 万円を増額するものでございます。

目 06 土木費県補助金は、耐震診断・耐震補強工事補助金、土地利用規制等対策費交付金とも、それぞれ実績もしくは決算見込みにより、御覧の金額を減額しております。

目 08 消防費県補助金は、避難所備品として要配慮者等のプライバシーを確保するためのテント等を購入するに当たり県補助がつきましたので、38 万 9,000 円の追加をしております。なお、購入予算は、既決予算で対応しておりますので歳出の補正はございません。

13 ページ、項 03 委託金の目 01 総務費委託金は、リニア中央新幹線の用地取得事務に伴う県からの委託金 222 万 1,000 円を追加。

目 05 消防費委託金は、学校安全総合支援事業の事業費の減額に伴い、委託金につきましても 36 万円を減額するものです。

款 20 諸収入、目 05 雑入、節 01 総務費雑入は、昨年、台風 19 号の上陸に備え警戒態勢を取りましたが、これに要した経費が保険給付の対象となりましたので、経費の 2 分の 1 に当たる 38 万 1,000 円を追加するもの。節 02 民生費雑入は、プレミアム付商品券の購入者が少なかったことから 3,400 万円の減額。節 04 農林水産業費雑入は、中濃地域農業共済組合の解散に伴う積立金の還付金 806 万 3,000 円の追加。節 07 消防費雑入は、亜炭鉱跡防災対策事業の本年度の事業費の見込みにより 9 億 4,746 万 1,000 円の減額をしております。

款 21 の町債は、第 4 表で御説明したとおりであります。

14 ページからは歳出でございます。

款 02 総務費、項 01 総務管理費は、目 01 一般管理費から目 14 の自治振興費までは、実績や入札差金など決算見込みにより、それぞれの事業で減額をしております。

目 15 諸費は、町税等の還付金が不足するおそれがあることから、150 万円の増額をお願いします。

目 16 基金費は、本補正予算の歳入歳出の差額 1 億 5,066 万 7,000 円を庁舎整備基金へ積み

増しするものです。

15 ページ、項 02 徴税費の決算見込みにより、徴収事務嘱託員の報酬を 18 万円減額。

項 03 戸籍住民基本台帳費は、増加する個人番号カードの発行に対応するため、国からの補助金交付額と同額の 115 万 2,000 円を増額。

3 段目の表、款 03 民生費の項 01 社会福祉費は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰り出し額の決定による増減と、目 09 障がい福祉費において、配食サービスの利用回数の増加に伴う委託料の増額 35 万円。

それから、下のページへ参りまして、目 10 プレミアム付商品券費では、販売件数が見込みの半分程度になりそうなことから、節 11 の需用費から節 19 の負担金、補助及び交付金までで合わせて 4,581 万 1,000 円の減額としております。

款 04 衛生費、項 01 保健衛生費は、目 02 予防費、目 03 母子保健費において医薬材料費や健診委託料、健診助成金等々、決算見込みにより減額しておりますし、17 ページに参りまして、目 05 環境衛生費につきましても、浄化槽の設置基数の確定により補助金の減額でございます。

また、目 06 環境政策費では、希少野生生物保護監視員の欠員による報酬の減額をしております。

款 06 農林水産業費、項 01 農業費は、目 03 農業振興費で農業次世代人材投資事業の補助中止の決定を受け補助金を減額するものと、目 04 農地費では、県との協議に基づき、ため池廃止工事設計業務委託料を 158 万円減額し、節 15 のため池廃止工事費を 357 万 2,000 円増額するもの、またため池ハザードマップ作成業務委託料の入札差金による減額や、山田パイプライン工事の資材や人件費の高騰等により可児土地改良区への負担金を増額するなど、農業費全体では 75 万円の増額としております。

18 ページ、項 02 林業費は、山林管理員の報酬と水土里隊に対する謝礼、合わせて 120 万円の減額です。

款 07 商工費は、観光案内所の委託料、観光案内看板の作製委託料とも決算見込みによる減額です。

款 08 土木費、項 01 土木管理費は、都市計画審議会委員への報償費の減額、また県道改良に伴う負担金やブロック塀等の撤去等補助金を減額し、合わせて 629 万円の減額としています。

4 段目、項 02 道路橋梁費は、繰越明許費の追加でも御説明しました、国の補正予算により補助内示を受けた南山トンネル等の補修工事費として 1 億円増額するものと、19 ページに移りまして、決算見込みにより電柱移転補償費を 146 万 6,000 円減額させていただきます。

項 04 都市計画費、目 01 都市計画総務費は、耐震関係の委託料や補助金など、決算見込みにより 500 万 8,000 円の減額。

目 03 公共下水道費は、下水道事業会計への繰り出し基準の見直しによる下水道事業支出金の組替えて、節 19 の負担金、補助及び交付金で負担金の増額と補助金の減額を相殺した 8,665 万円の減額分を節 24 投資及び出資金に移し替えております。

目 05 地籍調査費は、公用車の購入入札差金 38 万円の減額です。

款 09 消防費、目 01 非常備消防費は、退職消防団員への報償金と消防団に配備する簡易デジタル無線機購入に係る入札差金、合わせて 119 万円の減額。

20 ページ、目 04 防災費は、学校安全総合支援事業としてバスを借り上げた校外学習を予定しておりましたが、町内で行う防災学習に変更したことによる自動車借り上げ料 36 万円の減額。

目 05 亜炭鉱対策費は、令和元年度の事業費の実績見込みにより工事請負費 9 億 4,746 万 1,000 円の減額です。継続費の補正でも御説明しましたとおり、減額分はそのまま令和 2 年度事業費へ移行します。

款 10 教育費、項 01 教育総務費は、目 02 事務局費、目 03 教育センター費とも実績見込みにより、合わせて 523 万 8,000 円の減額でございます。

項 02 小学校費につきましても、伏見小学校校舎現状調査業務委託料の入札差金をはじめ、検診等委託料や、21 ページへ参りまして、要保護・準要保護児童就学援助費などの決算見込みにより、合わせて 118 万円の減額。

項 03 中学校費も同様、機器借り上げ料や、こちらも検診等委託料や要保護・準要保護生徒就学援助費など、決算見込みにより 85 万円の減額です。

項 04 生涯学習費は、御嵩・中・伏見公民館の改修工事の入札差金による減額をはじめ、埋蔵文化財の試掘等を想定し計上していた手数料の減額、願興寺本堂修理補助金の増額など、全体で 159 万 4,000 円の減額となっています。

22 ページ、項 05 保健体育費につきましても、スポーツ推進委員の報酬を 54 万 6,000 円減額させていただきます。

23 ページには特別職の給与費明細書をお示ししております。

表の一番下段、比較欄のその他の特別職で 1 名マイナスとなっていますが、希少野生生物保護監視員 1 名の欠員によるものでございます。

24 ページは継続費の進行状況等に関する調書、25 ページには地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 11 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 12 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 13 号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 14 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、以上 3 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、議案第 12 号、第 13 号、第 14 号について御説明をいたします。

まず、初めに議案第 12 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明をいたします。

今回の補正は、年度末の補正でもあり、歳入では負担金の交付決定などに伴う補正でございます。また、歳出は保健事業の支出見込み、それから基金積立て等に伴う補正でございます。

それでは、補正予算書つづりの中の黄色の表紙をめくっていただきまして、1 ページをお願いいたします。

初めに、第 1 条で歳入歳出予算の総額に 780 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 1,884 万 2,000 円とする旨を規定してございます。

各款項ごとの補正額につきましては、2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いいたします。

5 ページをお願いいたします。

まず、歳入について説明をさせていただきます。

款 03 県支出金、項 01 県負担金・補助金、目 01 保険給付費等交付金の節 01、普通交付分でございますが、保険給付費のうち審査支払手数料の見込み増に伴います 20 万円の増額でございます。節 02、特別交付分は、県の交付決定によるもので、保険者努力支援分が決定額 711 万 1,000 円で 152 万 7,000 円の減額、特定健診負担金決定額が 492 万 4,000 円で 51 万 8,000 円の減となっております。

その下、款 05 繰入金、項 01 他会計繰入金、目 01 一般会計繰入金は、保険基盤安定負担会の交付決定に伴う保険基盤安定繰入金で 1,000 万 9,000 円の増額。その他繰入金は、一般管理費の増と賦課徴収費の減に伴う事務費繰入金 10 万円の減、それから特定健康診査と負担金の決定に伴いまして、特定健康診査等繰入金を 25 万 9,000 円の減額を行っておるところでございます。

続きまして、歳出の詳細について説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費は、国保連合会に委託しているレセプト

管理業務の処理件数の見込み増に伴い、10万円の増額でございます。

その下、項02 徴税費、目01 賦課徴収費は、徴収対象者の減に伴う訪問件数の見込み減により嘱託徴収員報酬を30万円減額、精査によります通信運搬費の20万円の減額でございます。

その下、款02 保険給付費、項01 療養諸費、目05 審査支払手数料は、レセプト処理件数の増加見込みに伴いまして20万円の増額でございます。

一番下、款03 国民健康保険事業費納付金の目01 一般被保険者医療給付費分は、県支出金と繰入金の補正に伴う財源内訳の変更でございます。

7ページをお願いいたします。

一番上の段、それから2段目も繰入金の補正に伴う財源内訳の変更でございます。

その下、款04 保健事業費、項02 特定健康診査等事業費は、今年度の特定健診、特定保健指導の終了による補正でありまして、特定健診費用負担金の支出見込みにより負担金を400万円減額するものでございます。

一番下の段、款05 基金積立金は、保険基盤安定負担金の決定により一般会計繰入金が増額になったことに伴い、1,200万5,000円の増額となります。

以上で、議案第12号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第13号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

補正予算書つづりの中の紫色の表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,240万1,000円とする旨を規定しております。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページの第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

歳入から説明をさせていただきます。

上段の款04 繰入金、項01 一般会計繰入金、目02 保険基盤安定繰入金は、保険基盤安定負担金の交付決定による17万円の増額となります。

その下をお願いします。歳出の説明です。

款02 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定繰入金の補正に伴い、財源内訳の変更でございます。

その下、款05 予備費は、収支調整で歳入と同額の17万円を増額するものでございます。

以上で、議案第 13 号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

続きまして、議案第 14 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明をいたします。

補正予算書つづりの中のオレンジ色の表紙をめくっていただき、1 ページをお願いいたします。

第 1 条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 776 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 7,625 万 2,000 円とする旨を規定しております。

保険事業勘定の各款項ごとの補正額につきましては、2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入から説明をいたします。

1 段目の款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金は、国庫負担金対象額内示に伴い、577 万 6,000 円の増額であります。

2 段目の項 02 国庫補助金は、見込み支出率の見直しによる減、地域支援事業費の介護予防事業並びに包括的支援・任意事業の事業費精査による減、システム改修費補助金、保険者機能強化推進交付金の交付額の確定による増など、合わせて 1,053 万 9,000 円の減額であります。

3 段目の款 04 支払基金交付金は、地域支援事業費精査による交付金の見込額で 141 万 7,000 円の減額であります。

7 ページをお願いします。

款 05 県支出金、項 01 県負担金、目 01 介護給付費負担金は、介護給付費の増額により 465 万 6,000 円の増額であります。

2 段目の項 02 県補助金は、地域支援事業費の介護予防事業並びに包括的支援・任意事業の事業費精査による減によります交付金の減で、合わせて 237 万 5,000 円の減額でございます。

款 06 繰入金、項 01 一般会計繰入金も地域支援事業費減に伴う減額やシステム改修補助金の確定に伴う減額など、合わせて 338 万 9,000 円の減額でございます。

8 ページをお願いします。

款 09 諸収入、項 01 雑入は、事業利用者負担金の支払い方法を変更したことに伴う収入見込み 48 万円の減額でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

9 ページをお願いいたします。

1 段目の款 01 総務費、項 02 賦課徴収費は、システム改修費補助金額確定に伴う減額と財源内訳の変更であります。

2 段目の款 02 保険給付費、項 01 保険給付費は、ケアプラン作成に係る居宅介護（支援）サービス計画費負担金の見込みによる 326 万 2,000 円の増額でございます。

款 03 基金積立金は、歳入歳出額調整により 934 万 4,000 円の減額でございます。

10 ページをお願いします。

上から 2 段目、款 05 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業の委託料は、事業精査の結果、不用額が判明したため、60 万円の減額。また、負担金は、介護予防・生活支援サービス利用者増が見込まれるため、100 万円の増額をするものであります。

以上で、議案第 12 号、第 13 号、第 14 号、3 件の補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

議案第 15 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

議案第 15 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明させていただきます。

補正予算書つづりの緑色の表紙、裏面の 1 ページをお願いいたします。

令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、主に一般会計繰り出し基準額算定方法の見直しによる他会計負担金、他会計補助金、出資金の増減、固定資産評価の見直しによる長期前受金戻入、減価償却費の増額などの補正です。詳細は、後ほど説明させていただきます。

第 2 条から説明させていただきます。

令和元年度御嵩町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、収入は第 1 款下水道事業収益を 8,945 万 5,000 円減額し、6 億 6,254 万 5,000 円に、支出は、第 1 款下水道事業費用を 730 万 8,000 円増額し、6 億 6,130 万 8,000 円とするものです。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書き中に資本的収入が資本的支出額に対し不足する額 3 億 9,435 万円を 2 億 9,758 万 7,000 円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,353 万 9,000 円を 263 万 1,000 円に、当年度分損益勘定留保資金 2 億 2,639 万 7,000 円並びに当年度利益剰余金処分額 9,350 万 7,000 円を当年度分損益勘定留保資金 2 億 3,404 万 9,000 円に改め、資本的収入の予定額を補正するものでございます。

収入は、第1款資本的収入を9,676万3,000円増額し、2億9,156万3,000円とするものです。

第4条は、他会計からの補助金の補正です。

予算第10条本文中人件費1,956万7,000円を1,959万6,000円に、減価償却費1億7,522万5,000円を1,357万3,000円に、企業債償還に伴う企業債利息3,428万2,000円を841万1,000円に改めるものです。

第5条は、利益剰余金の処分の補正です。第3条で当年度利益剰余金処分別を補填財源としないことから、予算第11条本文を削除するものです。

次の3ページは補正予算実施計画、4ページからは令和2年3月31日の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどのお目通しをお願いし、9ページをお願いいたします。

補正予算実施計画明細書です。

資本的収入及び支出といたしまして、収入の款1下水道事業収益、項2営業外収益、目2他会計負担金は、一般会計繰り出し基準額算定方法の見直しにより1億84万4,000円の増額。目3他会計補助金は、1億9,760万7,000円の減額。目5長期前受金戻入は、固定資産評価見直しにより730万8,000円の増額です。支出の款1下水道事業費用、項1営業費用、目2流域下水道維持管理負担金は、汚水排水量増加見込みにより300万円の増額。目3減価償却費は、固定資産評価見直しで2,252万9,000円の増額。次のページ、項2営業外費用、目2消費税は、支払い消費税増加見込みにより210万円の増額。項4予備費は、収支調整により2,032万1,000円の減額です。

資本的収入といたしまして、収入の款1資本的収入、項2出資金は、一般会計繰り出し基準額算定方法の見直しで8,665万円の増額。項5他会計補助金は、1,011万3,000円の皆増です。

11ページをお願いいたします。

令和元年度予定キャッシュ・フロー計算書です。後ほどお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で、議案第15号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

これより条例関係等について行います。

議案第16号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 若尾宗久君。

住民環境課長（若尾宗久君）

それでは、議案第 16 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案は、議案つづりの 7 ページ、資料は資料つづり 3 ページから 5 ページにかけて概要及び新旧対照表を載せております。

資料つづり 2 ページの御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の概要を御覧ください。

資料の改正趣旨にもありますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国が示す印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたため、所要の改正を行うものであります。

今回の改正については、概要のとおり、市町村が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めた印鑑登録証明事務処理要領の改正内容に準拠するもので、印鑑登録を受けることができない者の規定のうち、成年被後見人を意思能力を有しない者に改めるものであります。

なお、施行日は公布の日からとします。

議案と条例の新旧対照表につきましては、後ほどお目通しください。

以上で、御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 17 号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の制定について、議案第 25 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 17 号、第 25 号、2 件続けて御説明申し上げます。

まず、議案第 17 号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の制定についてでございます。

議案つづりの 8 ページと資料つづりの 6 ページを併せてお開き願います。

初めに、資料つづりに基づいて御説明申し上げます。

まず、条例の制定趣旨ですが、町が設置する委員会や審議会等につきましては、これまで条例、規則、要綱とその設置根拠が整理されていませんでした。しかし、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項には、附属機関を設置する場合は、法律または条例に定めることが規定されていることから、現に設置根拠を規則や要綱にもたれている委員会や審議会等のうち、今後も町の附属機関として運営を行う機関を条例で定めるものでございます。

次に概要ですが、1 つ目として、条文にはございませんが、条例制定に当たり附属機関とそうでない機関の定義づけをしております。

附属機関とは、地方自治法の規定に基づき、法律または条例の定めにより設置された機関であり、そうでない機関、例えば有識者からの意見聴取や意見交換により町政に反映することを目的とする機関は、私的諮問機関として、従来どおり、要綱等に設置根拠を持たせることとしました。

2つ目、この定義を踏まえ、2の(1)の方針のとおり、規則や要綱によって設置されている委員会や審議会等について、その実態を精査し、附属機関としての性格を有するものは条例で位置づけることとしており、今後も同様の扱いをしてまいります。

この附属機関と私的諮問機関の性格の違いについては、(2)附属機関及び私的諮問機関の設置、運営等の基準の表で整理しておりますが、大きく異なる点は、法律または条例に設置根拠があるかどうかという点と、委員の身分が公務員であるかどうかという点でございます。

以上を踏まえた上で、規則や要綱によって設置されていた委員会や審議会等のうち、附属機関に該当するものについて本条例に規定させていただくものでございます。

議案つづりの8ページを御覧ください。

条例第1条において附属機関とする組織は、10ページからの別表に記載のある21の機関としております。

第2条の所掌事務、第3条の組織、第4条の委員の任期についても、別表にうたい込んでおります。

第5条の臨時委員の委嘱をはじめ、次の委員及び臨時委員の報酬等、役員の選任方法、会議の開催、部会の設置等、第11条まではそれぞれの附属機関の会議運営等に必要な共通項目についての規定でございます。

第12条では、この条例で定めること以外に必要な事項は、執行機関が定める旨の委任条項であります。

附則において、本条例の施行日を令和2年4月1日とすること。

また、本条例の施行に伴い、それぞれの機関ごとに定めている規則や要綱は廃止することから、現在機能している委員会や審議会等の組織体制や運営に支障を来さないよう、第2項以降の経過措置で補完しております。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第25号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正条文につきましては、議案つづりの24ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづりの22ページをお開き願います。

条例の改正趣旨ですが、国土交通省が示している公営住宅管理標準条例（案）、準則的なも

のになりますが、この標準条例が改正されたことを受け、改正が必要と判断した箇所について所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、概要の1から4にまとめております。

1つ目、収入申告が困難な者に対する収入の把握として、第28条に第4項を追加し、第29条第3項の一部を改正します。毎年、家賃の決定に必要な収入申告書を入居者の皆様から提出していただいているところですが、認知症や知的障害などにより提出が困難な方につきましては、親戚などの代理人が手続を行わなくても、町長が関係機関に照会し、収入を把握することができるよう改正しております。

2つ目は、賃貸借に基づいて生じた債務の不履行について敷金を充当できることを明文化するため、第33条に第3項を追加します。これまで退去手続後にしかできなかった未納家賃への敷金の充当が退去前の強制退去手続中にも行えるようにするものでございます。

3つ目は、不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率の改正として、第56条の一部を改めます。現行では、民法上の法定利率である5%を実数として条例に規定しておりますが、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、5%から3%に改められ、その後も3年ごとに利率の見直しが行われることとなったため、何%といった実数を規定するのではなく、法定利率という文言に改めることにより、利率の見直しがなされた場合でも条例を改正することなく対応できるようにするものでございます。

4つ目としまして、補足説明の追加や参照条項の修正など所要の改正を加え、条文を整備しております。

附則におきまして、本条例の施行日を令和2年4月1日としております。

23ページから25ページまで新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第17号、議案第25号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をします。予定された時刻は午後1時とします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続き提案理由の説明を求めていきたいと思っております。

議案第 18 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 3 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

議案第 18 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 17 ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり 7 ページを御覧ください。

改正趣旨は、地方公務員法に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう改正するものであります。

概要でございますが、サービスの宣誓について定める第 2 条に第 2 項を追加し、会計年度任用職員のサービスの宣誓は、任命権者が別段に定める方法によることを可能とするものでございます。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

次の 8 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第 18 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 19 号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 18 ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり 9 ページをごらんください。

改正趣旨は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員については、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたため、所要の改正を行うものであります。

概要でございますが、1 つ目は、補償基礎額について定める第 5 条に給料を支給される職員に関する規定を追加するものであります。具体的には、給料を支給されるフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額の算定方法について、地方公務員災害補償法に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額とするものであります。

2 つ目は、第 14 条第 4 項の字句の修正を行うものであります。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

次の 10 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第 19 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 20 号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 19 ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり 11 ページを御覧ください。

改正趣旨は、引用している御嵩町職員の給与に関する条例の改正に併せて文言の削除を行うものであります。

概要でございますが、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について定める第 24 条で引用している給与条例に合わせ、失職の文言を削除するものでございます。

なお、給与条例の改正は、さきの 12 月議会で議決いただいておりますが、その際に併せて改正しておりませんでしたので、今回、上程させていただきました。御了承ください。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

次の 12 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第 20 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 21 号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

それでは、議案つづりの 20 ページをお開きください。

議案第 21 号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

現在、町内の小学校区で運営しております放課後児童クラブについて、その利用料を改正しようとするものでございます。

御説明については資料で行いますので、資料つづりの 13 ページをお願いいたします。

本町の放課後児童クラブは平成 13 年 9 月から運営されておりますが、開設以来、現在の利用料は月額 4,000 円で、県内平均の 6,000 円を大きく下回るものであり、これまで行ってまいりましたクラスの増設や支援員に関する人件費など、公費負担が大きく増加している状況でございます。今後、事業を安定かつ継続的に運営していくためにも適切な利用者負担を求めるこ

とが必要であるため、この4月から利用料を月額5,000円とさせていただくものでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次の14ページには新旧対照表がございますので、お目通しをお願いします。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案つづりは21ページでございますが、説明につきましては、資料つづりの15ページをお願いいたします。

これも放課後児童クラブの運営に関するものでございます。この当該条例の第10条第3項に規定されております放課後児童クラブ支援員の資格要件に関しまして、岐阜県の研修を修了したものである者が規定されておりますが、その規定の附則にございますように、将来、その研修を修了することを予定をしている者でありましても、それを認めることができるという規定がございまして、その経過措置の運営がこの3月31日で期限が来るものでございますから、これを5年間延長しまして、令和7年3月31日に改正するものでございます。今後も円滑な支援員の支援を図っていくために当条例の改正を求めるものでございます。

施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上で、議案第22号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第23号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、議案第23号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書つづりは22ページ、資料つづりは17ページをお願いいたします。

内容につきましては資料にて説明いたしますので、資料つづりの17ページをお願いいたします。

四角く囲ってあります枠内の改正趣旨のところを御覧ください。

令和元年12月23日、犯罪対策閣僚会議におきまして再犯防止推進計画加速化プランが決定し、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に収容されている者の介護保険料について減免するよう通知があったことを踏まえて、関連する御嵩町介護保険条例の一部を改正するものであります。

その下、概要を御覧ください。

刑事施設等に収容されている者の介護保険料を減免し、減免する額は、全額とします。

なお、刑事施設等に収容されている者は、介護保険法第 63 条の規定により、その期間内について介護給付は行われません。

主な改正内容は、第 12 条の減免を認める者として、刑事施設等に収容されている者を追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日といたします。

資料つづりの 18 ページ、19 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 23 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

議案第 24 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

それでは、議案第 24 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 23 ページとなりますが、説明につきましては資料つづりにて行いますので、資料つづりの 20 ページをお願いいたします。

初めに、条例の改正趣旨は、町内で発電事業を行おうとする者には、国に事業計画の認定申請をする前に、事前に町長に届出をすることを義務づけていますが、平成 29 年の条例施行日前に事業計画の認定受けている事業者が多く、条例適用の対象外となっているため、適正に事業者及びその事業計画等を把握できるよう、当該事前届出の規定に事業計画等の変更に係る申請、または届出を追加することによって住民が安心して生活できる住環境の保全に寄与するものとして改正を行うものです。

次に、改正の概要です。

法第 9 条第 1 項の事業計画の認定申請をする前に加え、法第 10 条第 1 項の事業計画の変更認定の申請、または同条第 3 項に規定する法第 9 条第 2 項第 1 号に掲げる事項の変更の届出をする前に、必要事項を町長に届出なければならないものとするものです。

次に、この条例の施行日は公布の日となります。

21 ページは新旧対照表となりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 24 号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 26 号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

議案第 26 号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案は議案つづりの 26 ページになりますが、資料で説明させていただきます。

資料つづりの 27 ページをお願いいたします。

改正趣旨は、平成 29 年 6 月 9 日に地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴い生ずる条ずれに対応するため、所要の改正を行うものです。

概要は、地方自治法第 243 条の 2 が第 243 条の 2 の 2 に繰り下げられたため、条例で引用している部分につき改正を行うものです。

該当例規は、御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、御嵩町監査委員条例です。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日です。

次のページ、28 ページからの新旧対照表につきましては、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上、議案第 26 号について御説明させていただきました。御審議のほどお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 27 号 工事請負契約の変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 筒井幹次君。

亜炭鉱廃坑対策室長（筒井幹次君）

それでは、議案第 27 号 工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。

議案つづりの 27 ページをお願いいたします。

令和元年御嵩町議会第 3 回定例会（議案第 41 号）で議決されました工事請負契約変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、平成 30 年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第 1 期②防災工事です。2. 契約の金額、17 億 9,386 万 1,260 円を 16 億 9,824 万 1,660 円に変更するもので

す。3. 変更の理由は、工事内容の精査による減額です。4. 契約の相手方は、飛島・天野特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社天野建設です。

続いて、資料つづりの30ページをお願いいたします。

こちらには工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。

工事内容と請負代金を変更する仮契約を令和2年2月3日に締結しております。

1枚めくっていただきまして、32ページをお願いいたします。

工事の施工区域を示した図面を掲載しております。施行箇所は、中地内、西田の一带になります。

この第1期②防災工事は、当初契約しておりました第1期②地区に第5の1期地区を追加し、工事を行っております。このさきに発注した第1期②地区において削孔と充填の作業が進んでまいりましたが、空洞が確認されないエリアや充填量が想定を下回ったことなどにより工事請負金額を減額するものであります。

工事概要としましては、右下の枠内に各工種の変更前と変更後の数量を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第27号 工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第28号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

議案第28号 工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案つづりの28ページをお開きください。

地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、御嵩町立向陽中学校特別教室等空調設備設置工事であります。2. 契約の方法は、条件付一般競争入札。3. 契約金額は5,412万円。4. 契約の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町中切960番地1、株式会社天野建設、代表取締役 天野和孝であります。

続きまして、資料つづりの33ページをお願いいたします。

ここでは、令和2年2月14日付の工事請負仮契約書、34ページには2月12日に行いました入札執行結果公表一覧表、また35ページから37ページにかけては向陽中学校の平面図、1階から3階までの各階のエアコン設置教室が表示してあります。

今回の工事は、美術教室や木工教室、音楽室、理科室など主に特別教室を中心に計 17 教室について、平成 28 年度の施工済みである普通教室と同様のガスヒートポンプ方式のエアコンを設置する予定でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で、議案第 28 号の説明を終わらせていただきます。

議長（高山由行君）

議案第 29 号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 29 号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて御説明をいたします。

議案つづりは 29 ページをお開き願います。

これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、いわゆる辺地法でございますが、辺地法第 3 条第 1 項の規定により上之郷辺地総合整備計画を策定し、辺地対策事業債の対象とするため、議会の議決を求めるものでございます。

右側の 30 ページが総合整備計画でございます。

計画の対象地域は、津橋・前沢・謡坂・小原・谷・綱木・大久後・小和沢の 8 地域としております。

計画の内容としましては、2 の(1)道路施設の補修及び整備と(2)林道の改良を掲げております。

3 の計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間でございます。

事業費は、総額で 3 億 4,000 万円とし、内訳は、特定財源として 1 億 7,680 万円を見込み、辺地対策事業債は 1 億 6,070 万円を予定しております。

事業の詳細を御説明しますので、資料つづりの 38 ページをお願いいたします。

整備計画の内訳表でございます。

まず、道路に関しましては 3 事業を計画しております。

1 つ目の樋ヶ洞・井尻連絡道路ほか整備事業は、豪雨等災害時における避難経路として、また平常時での利便性を高める生活道路として、小原地内、町道三反田・切木線と井尻地内のエコーロードを結ぶ連絡道路を整備するもので、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 か年の事業費 1 億円を計上しております。

2 つ目の町道施設補修事業は、町道三反田・切木線と水口・東山線の擁壁等、道路施設の補

修工事として令和3年度から令和6年度までの計画で合わせて1億3,600万円を、3つ目の町道舗装補修事業は、小原から前沢を結ぶ町道上之郷142号線の舗装打ち替え工事を5か年の計画年度を通して毎年2,000万円ずつ、合計1億円を計上し、実施するものでございます。

裏面へ参りまして、39ページは林道改良事業で林道八嵩線の舗装打ち替え工事を令和2年度に実施するため、400万円を計上しています。

なお、参考までに備考欄には特定財源となる補助事業名を掲載しております。

以上で、議案第29号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第3号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この議題は、副町長 寺本公行君の一身上の案件で、これより副町長 寺本公行君は退席します。

〔副町長 寺本公行君 退場〕

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 副町長の選任につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第3号は原案のとおり同意されました。

採決が終わりましたので、副町長 寺本公行君は議場に着席してください。

〔副町長 寺本公行君 入場・着席〕

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 11 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

3 点お伺いしたいと思います。

まず、補正予算書の 12 ページ、一番下の段ですけれども、避難所環境整備事業費補助金ということで県のほうから補助金が下りたということで財源が少し変わったようでありますけれども、要配慮者に対するテントを購入していただけたということで御説明いただきました。このテントは、何台ほど買っていただけて、どこへ保管をされるのか。そして、これは一応要配慮者用備品ということでありますけれども、防災だけではなくて、例えばイベントなんかを催したときに、赤ちゃんの駅というような形で使用ができるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それと 2 点目、16 ページですが、一番下のほうになります。衛生費、保健衛生費の風疹抗体検査委託料についてお伺いします。予算に対して半分以上は減額されているわけですが、この抗体検査というのは対象者がどれほど見えて、今回、何人の方が受けられて、そして予防接種を受けられた方がどれくらいあるかということをお聞きしたいと思います。対象者に対する周知というか、そういった方法も教えていただければと思います。

もう一点、17 ページになります。農林水産業費の農地費の中でハザードマップの作成業務委託料というのがございますけれども、確定したということで少し減額になっております。このことにつきましては、ハザードマップ作成、どのようなものができたかなと思っておりましたが、全員協議会で御説明いただきました。そして、全員協議会で御説明していただいた後、昨年頂いたハザードマップとちょっと照らし合わせてみますと、何かちょっと分かりにくい形になっているなということをつくづく感じたものですから質問をさせていただきます。

なかなかそのハザードマップ上に、その頂いた、ああいった資料を載せるというのがとても難しい感じがいたしました。住民にとって分かりやすいハザードマップであれば、そういった形にしていただけるとよかったかなと感じておりますので、その辺のところの御見解と、ハザードマップ作成業務というのはどこまでを委託されているのかということをお伺いしたいと思います。

3点お願いいたします。

議長（高山由行君）

まず、12ページの避難所のを総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

今、大沢議員のほうから御質問いただきました数量につきまして、ちょっと正確な数字をお答えしたいと思いますので、少し議長、申し訳ありませんが、お時間を頂ければ大変助かります。

議長（高山由行君）

暫時休憩します。

午後1時31分 休憩

午後1時33分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

まず最初、答弁のほうを総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

大変貴重な時間を申し訳ありませんでした。

まずもって、先ほどの避難所用のテントの数量でございます。今回、全部で35張りを購入しております。内訳としましては、マルチルーム型といいまして、四角くて屋根のついた大きなテント、これを10張り、あとクイックパーティションといいまして屋根のないパーティション、ちょっと背の高いパーティションですが、こちらを5張り、あとドーム型のテント、通常キャンプで使用するようなドーム型のテントを大・小それぞれ10張りずつ、計35張りでございます。

あと、場所につきましては、長岡防災倉庫のほうに入れておりますが、災害用のマルチルームテント、先ほど言いました屋根のある大きめのテントにつきましては、各地区の防災倉庫にも2張りずつ入れております。

それから、もう一点、用途、各イベント等について使えるかという御質問を頂きましたが、そういった要配慮者であるとか、授乳者であるとか、そういったときのイベントで必要であればお使い頂いても結構かなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

それでは、次、風疹抗体の答弁を福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

補正予算書の16ページの項02 予防費の中の風疹抗体検査委託料のことについての御質問にお答えさせていただきます。

当初は600人を見込んでおりました。今回の補正につきまして、今年度見込みとしては270件と見込んでおりますので、その差額につきまして減額をさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

もう一件、ハザードマップの件、農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

それでは、ハザードマップの件についてお答えさせていただきます。

まず、ハザードマップ作成業務委託料につきましては、印刷するためのデータの作成までが業務の範囲でございまして、そのデータをホームページ上で公開することが国の補助の基準でございましたので、現在、公開しているところでございます。

あと、今回、自治会のほうに配らせていただきましたのは、全員協議会でお見せしたハザードマップでございます。そちらにつきましてはA4サイズのものでございまして、そのため池がある自治会の各戸に配布をさせていただきました。ただ、議員のおっしゃるとおり、サイズ感が、縮尺等が違っておりますし、ハザードマップに掲載してある場所もはっきりと分からないということがあるということは議員に指摘されて分かったところでございます。

今後、このハザードマップへの反映の仕方については、ちょっとどのようにやっていったらいいかというのを研究させていただいて、反映をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

では、ハザードマップにつきましては、もう一度よく総務防災課とも連携して住民に分かりやすいものを作り上げていただけたら助かりますので、よろしくをお願いいたします。

すみません、先ほど風疹の抗体検査のほうのお答えを頂きましたけれども、これに伴って予防接種をされた方の人数というのは分かりますでしょうか。それと、あと周知の仕方ですね。予防、抗体検査の対象者の方への周知の仕方はどのようにされていますか。

議長（高山由行君）

暫時休憩します。

午後1時38分 休憩

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

再質問の答弁、福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

大変貴重な時間を頂きまして、ありがとうございました。

今回の風疹抗体検査によって陰性とされた方について予防接種を受けるんですが、50 件の方が予防接種を受けられました。

それで、周知方法については、当然、該当者について文書で周知させていただいておりますが、今回、先ほど言いましたとおり、未検査の方が見えますので、その方については3月の終わりに個別に勸奨の文書を出させていただくという予定にしておりますので、よろしくお願います。以上です。

議長（高山由行君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

2 点お伺いいたします。

1 点目ですけれども、14 ページの地方創生事業費の補助金の東京圏からの移住支援事業費の減額ですけれども、説明では、県内で9割が申請なしで、来年は市町村同士で連携して進めるというような説明だったかと思うんですけれども、なかなか御嵩町、ほかの市町村と連携というか、情報を共有し合ってやるということになると、特別に御嵩町が有利な補助金を持っているというわけではない中で、今回、どういうふうにこれを反省して次につなげていこうとお考えなのか、そのあたりのお考えをお聞かせくださいというのが1 点目です。

それから2 点目は、18 ページの商工費、観光案内看板作製委託料で、これも減額になっていきますね。これは願興寺正門に光秀・才蔵の願興寺との関係を看板で設置するということですが、外国語の表記については今後検討という説明だったと思うんですけれども、今までずうっとインバウンドとか、そういったことで御嵩町も力を入れてくる中で、外国語表記というのは当然分かっていることだと思うんですね。なぜ、これを今回減額するなら、この英語表記を入れなかったのか。今後、検討していくというのは、またこれを外してやるとなると一手間余分にかかるわけですけれども、外国語表記については今後どういうふうに考えていくのかという

ことについて、2点お伺いいたします。

議長（高山由行君）

まず、1点目、企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

それでは、東京圏からの100万円についてでございますけれども、連携という点でございますが、そのPRの場を連携して一緒に場を設けていきたいと考えております。それにより、単独でどこかへ出展するんじゃなく、広域で連携して経費削減を狙いつつも広く集客してPRしたいという考えでございます。

また、今回、一件もなかったということでございますけれども、なかなか岐阜県全域と、またほかに全国でやっているものですので、引き続き御嵩町のよさ、住みやすさをPRするしかないと考えておりますので、PRに力を注いでいきたいと考えております。以上です。

議長（高山由行君）

もう一点、案内看板減額の件、まちづくり課長 各務元規君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（各務元規君）

可児才蔵の看板に係る外国語表記ということなんですが、総務建設産業常任委員会のほうでの説明のときには、若干そういう説明をさせていただいたわけなんですけれども、可児才蔵という武将というようなものを外国人に一から伝えていくというところになると、やはりいろんな問題があって、この可児才蔵のことについての表記というところでいくと、なかなかそこまでする必要があるかというところもあったかと思えます。

ただ、今後のというお話でしたので、そういう具体的な細かな内容の表記ではなくて、少しずつこれがどういうものなのかという程度のもの、外国人にも歴史文化的なものが分かるようなもので表記できるものを一度精査しながら、どういったものが適切かというのを検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

1つ目の質問の再質問ではありませんけれども、引き続き御嵩の住みやすさをPRということですので、ほかの市町にない御嵩のよさというのをうんとPRしていただけたらと思ひます。

それから、今後、いつということはまだ分からないけれど、考えていくということなんですが、こういったこともできるだけ早く取り組んでいただけたらと思ひますので、よろしくお願

いたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

13ページの県支出金の委託金のリニア中央新幹線用地取得等事務委託金ということで222万1,000円、新規に収入で上がっておりますが、これはどういうものであるかということだけ、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

議長（高山由行君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

こちらにつきましては、リニアの用地取得事務を県から再委託を受けまして、用地協議1件につき18万5,130円ということにして、12件ございましたので221万1,000円ということに計上いたしております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これは押山の関係で発生したものでですか。

議長（高山由行君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

リニア本線工事のものでございます。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

補正予算のほうに亜炭鉱の関係で1億円ほどの減額がありました。それに関連して、24ページの進行状況等に関する調書でございますが、この中の左から4番目、令和元年度末までの支出予定額が38億2,319万2,000円、それから令和2年度以降の支出予定額が37億5,040

万6,000円ですね、これが表示してあります。これは、多分支払いベースということで記載されてあると思います。それで、この中で令和2年度以降に37億5,000万円の工事を発注するわけじゃないと思いますので、発注ベースで令和2年度までにどのくらいの額が発注してあるかということを知りたいと思います。その発注ベースで残りがどれほどあるか、そういったことをお聞きしたいと思いますし、今後、令和2年度で新たに事業拡大なり、新規にやるなり、そういうことが考えられますが、そういったことに関してちょっと詳しく説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

亜炭鉱廃坑対策室長 筒井幹次君。

亜炭鉱廃坑対策室長（筒井幹次君）

それでは、安藤議員の質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃられましたように、今回、継続費補正におきまして令和元年度の年割額を減額いたしまして、同額を令和2年度へ繰り入れたということでございます。

令和2年度、年割額37億5,040万6,000円ですが、議員もおっしゃられますように、これ全てがこれ以降発注する工事金額ということでございませぬ。既に発注しております、今現在、5つの工事が進んでおりますが、この5つの工事に対する令和2年度分の支払い予定額といったものも含んでおりますので、全てではないということでもあります。

それじゃあ、どれだけ残っているのかということではありますが、現時点で基金総額の大半を発注済みであるということでもあります。現時点では、残金といたしましては、今回の変更契約の議決をお願いしております第1期②地区の減額分、これも含めまして約7,400万円が残金というふうに想定をしております。

第1期②地区の減額分でありますけれども、今回、議決を頂く分であります。この7,400万円の残金の中には一般財源の3,000万円も含まれておりますので、実質ベースでいきますと、約4,400万円が基金に対する残額であるというふうに想定をいたしております。

この4,400万円をここから1年間で使い切っていくということでもありますけれども、今後、さらに工事が進んでまいりますと、今までと同様に、さらに減額要素が見つかるといった場合も想定されますので、令和2年度、新年度予算のほうに委託料を計上させていただきまして、新規に発注できる工事エリア、追加可能なエリアを探していくということで、早期の対応を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 11 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 12 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

補正予算書の 5 ページになりますか、7 ページになりますかですけど、特定健診につきまして、少しお伺いしたいと思います。

特定健診の保険者努力支援分ということで載っておりますけれども、こういった努力がこういったところに反映にされるのかということと、あと、この目標としましては、特定健診の歳出のほうですね、下の 7 ページのほうを見ますと、負担金がマイナス 400 万円になっておりますけれども、もともと目標は 1,650 人、そして実際、1,333 人で 43.4%というふうにちょっとこの間伺ったと思います。間違っていれば訂正していただきたいですけど、そういうことで、目標としてはこれは何%ぐらいの方の健診受診率を目標にされているかということをお教えいただきたいと思います。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

大沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、歳入のほうの保険者努力支援の話でよかったですかね。

まず、保険者努力支援分とはどういうメニューがあるかということなんですけれども、要は保険者として努力を行っている自治体に対して、平たく言うとお金が入ってきますよという中で、そのメニューの中に様々なものがあるんですけど、大きなところでいくと、特定健診とか特定保健指導の受診率、それから糖尿病などの重症化予防の施策、それからジェネリック医薬品の促進状況、あと国保の保険税自体の収納率、そういったものがメニューになっていて、その中の一つで特定健診の受診率が高いところについては努力者支援分ということでお金を払いますよというところであります。

それから、歳出のほうの特定健診の負担金のところで400万円減額しております。こちらについては1,650人ということで上げさせていただきました。ここの国が上げている目標値が60%だったと思います。その60%を目指して1,650人ということでやっております。

ちなみに、先ほど議員がおっしゃられたみたいに60%にはいきませんでしたので、その分減額するということになっておりますけれども、ちなみに現時点での特定健診の受診率の御報告をさせていただきます。令和2年2月末の速報値でございますけれども、御嵩町の特定健診の受診率は43.4%です。昨年度、平成30年度の受診率が39.0%でしたので、4.4%増ということで、確実に受診率は上がっています。ただ、予算上で組んだところは、先ほど言いましたように60%で高いところを出しましたので、今回、減額ということでやらせていただきましたので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 13 号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 13 号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 14 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 14 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 15 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 15 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 27 号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 27 号 工事請負契約の変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 28 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 28 号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。予定再開時刻は午後 2 時 30 分とします。

午後 2 時 10 分 休憩

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

御嵩町選挙管理委員の選挙

議長（高山由行君）

日程第 7、御嵩町選挙管理委員の選挙を行います。

御嵩町選挙管理委員の任期が令和 2 年 3 月 24 日をもって満了となります。つきましては、地方自治法第 182 条第 1 項の規定により、選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名をいたします。

事務局に指名推選名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

御嵩町選挙管理委員に、鈴木正孝君、加藤元一君、鈴木正人君、高木啓之君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を御嵩町選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました鈴木正孝君、加藤元一君、鈴木正人君、高木啓之君、以上の方が御嵩町選挙管理委員に当選されました。

当選された 4 人の方には、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、文書にて当選の告知をいたします。

これで御嵩町選挙管理委員の選挙を終わります。

御嵩町選挙管理委員補充員の選挙

議長（高山由行君）

日程第 8、御嵩町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

御嵩町選挙管理委員補充員の任期が令和 2 年 3 月 24 日をもって満了となります。つきましては、地方自治法第 182 条第 2 項の規定により、選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名をいたします。

事務局に指名推選名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

御嵩町選挙管理委員補充員に、井戸好文君、伊左治康之君、梅田勇二君、岡野裕子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を御嵩町選挙管理委員補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました井戸好文君、伊左治康之君、梅田勇二君、岡野裕子さん、以上の方が御嵩町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

当選された 4 人の方には、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、文書にて当選の告知をいたします。

これで御嵩町選挙管理委員補充員の選挙を終わります。

請願の委員会付託

議長（高山由行君）

日程第9、請願の委員会付託を行います。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しました請願つづりのとおりであります。

請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

議会議務局長に朗読させます。

議会議務局長 中村治彦君。

議会議務局長（中村治彦君）

それでは、出された請願について朗読をいたします。

令和2年2月6日、御嵩町議会議長 高山由行様。

日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書。

「みたけ平和のつどい」、代表 藤田英子、御嵩町中 1065-7、紹介議員 谷口鈴男、岡本隆子。

1. 請願の趣旨。日頃は町政の推進発展のため、議会においてご尽力をいただき、敬意を表します。

ご承知のように、核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連会議において、国連加盟国の約3分の2にあたる122の国や地域の賛同を得て採択されました。同条約の第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締結国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。賛同する国々の署名と批准手続きが始まり、同日中に50以上の国と地域が賛同署名し、そのうち3か国は既に批准書を持参していました。2019年9月30日時点では、80か国が賛同署名し、そのうち34か国が批准しております。残念ながら、我が国はこの条約に賛同表示をしていません。

国連による核兵器禁止条約は、世界の多くの人々が求めていたものであり、唯一の戦争被爆国である日本国民が、ヒバクシャたちと共に長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶に直接つながる人類史上画期的なものです。

昨年11月来日されたローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇は、核兵器禁止条約の発効への不退転の決意を語られ、「この理想を実現するには、すべての人の参加が必要です。個々人、宗教団体、市民社会、核兵器保有国も非保有国も、軍隊も民間も、国際機関もそうです」と述べ、すべての国々と市民社会の協働こそが「核兵器のない世界」という理想をもたら

す力だと訴えられました。

ヒバクシャの心を受け止め、核兵器の廃絶を願い、条約に賛同・批准し、核保有国の核兵器禁止条約への参加を促すことこそ、被爆国としての日本国政府の役割ではないでしょうか。

御嵩町では、1985年に町議会において非核平和都市宣言を採択されました。岐阜県で一番目になされたことを、御嵩町民として誇らしく思い、その翌年から、私たち町民も何かできることをしようと、毎年『みたけ平和のつどい』を開催してきました。32回目の昨年は、「ヒロシマの高校生が描いた『原爆の絵』展」を行い、「岐阜県原爆被爆者の会」の前会長梅岡昭生さんのお話を伺いました。被爆者としての体験、核廃絶や平和に対する思いをお聞きして、参加者一同核兵器廃絶への思いを強くしました。

渡邊町長は、私たちの「平和を願う活動」についてのお願いに、「本町においては、真の恒久平和の実現を目指し、『非核平和都市宣言』を宣言しているところであり、今後も本宣言の趣旨等の周知を図るとともに、本町が加盟する平和首長会議と連携することで非核平和行政を推進していきます。」と文書で回答くださいました。

みたけ平和のつどい実行委員会は、世界で唯一の戦争被爆国である日本国は、同条約に率先して賛同署名と国会での批准をすべきと考えております。

御嵩町議会として、政府及び国会に対し、核兵器禁止条約に賛同署名及び批准されることの見解書を提出していただくようお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

2. 請願項目。日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書を提出すること。

3. 送付先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。

以上でございます。

議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、請願第1号について紹介議員に説明を求めます。

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ただいま議会事務局より朗読をしていただきました内容等につきまして、先般、私の自宅のほうへ何とか紹介議員になってくれないかということで来られましたので、その趣旨、中身等を勘案しまして、いいですよという返事をしました。

その動機は、御嵩町は昭和60年第3回定例会で非核平和都市宣言ということで、当時、提出者、安藤英男さんを筆頭にして8名の方の署名でもって本会議に付されました。そこで採択されたのが非核平和都市宣言であります。読んでみますと、「世界の恒久平和は、人類共通の願望である。しかるに、米ソ超核大国による核軍縮・核軍拡競争は、拡大・均衡を目指すとい

う口実でますます激化し、世界の平和と安全に重大な脅威と危機をもたらしている。我が国は、世界唯一の核被爆国として、この地球上に広島・長崎の惨禍を再び繰り返してはならないと訴えるものである。御嵩町は、平和憲法の精神にのっとり、非核三原則を厳守し、あらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成を目指すものである。ここに御嵩町は、非核平和都市の宣言を決意する」という形で、昭和60年9月24日に当議会においてこれが議決されております。

その後、御嵩町は、学校教育、指定教育も含めて、やはり平和に対する教育というものを実践し、推進してきております。

それと、先ほど文面の中にありましたように、渡邊町長もこのみだけ平和のつどいの代表者のほうからの問いかけ等につきまして、先ほど事務局長が読んでいただいたような内容について、いわゆる答弁書を出しております。

私どもは、先般、国会へ令和元年12月に行ってきました。SDGsの勉強もしてまいりました。国際平和と、いわゆる一人一人の人権が十二分に守られるような世界をつくり上げていくというのは、人類のこれは目的でありますし、今、日本は日米関係で安保条約を締結し、そして1960年に改定された日米安全保障条約に署名をし、そして米国は日本を防衛する、その代わり日本は米軍に基地を提供するという相互協定の中で、現在は米国の核の傘によって守られるという安全保障の枠組みが実は出来上がっております。しかし、これは、これが永久のものであってはならない。世界から核兵器を根絶することは人類多年の願望でもありますし、望みでもあります。私は、その信念に基づいて紹介議員にならせていただきました。どうか皆さん方の良識ある判断をもってこの請願を通していただければありがたいと、そんなふうに思っています。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

ただいま議題としております請願第1号につきましては、令和2年2月14日の議会運営委員会において総務建設産業常任委員会にその審査を付託することを決定していただきました。

お諮りします。この請願につきましては、総務建設産業常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は総務建設産業常任委員会にその審査を付託することに決定しました。

続きまして、請願第2号 御嵩町教育長 高木俊朗 教育長職の退任を求める請願書を議題とします。

議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 中村治彦君。

議会事務局長（中村治彦君）

それでは、請願第2号について朗読をいたします。

御嵩町議会議長 高山由行様。

御嵩町教育長 高木俊朗 教育長職の退任を求める請願書。

紹介議員、議会議員 伏屋光幸、令和2年2月25日。

提出者、御嵩町願興寺本堂修理保存会、鍵谷幸男、柴田壽雄、臼井きし江、澁谷民久、可児さとみ、青木友誉、藤田正樹。

御嵩町教育長 高木俊朗 教育長職の退任を求める請願書。

令和元年10月31日・高木教育長、山田参事、石原生涯学習課長と若尾要司本人の席で来年度・令和2年4月1日も支援委員（職員）として引き続き仕事をしてほしいと指示された。本人に同意を求められた。

令和元年12月20日願興寺本堂修理保存会席上において、来年度の保存会活動にふれ、願興寺記念誌の発刊への準備委員会設立、又霊宝殿の管理運営の研究研修視察等の仕事として若尾要司支援委員・歴史文芸員の能力を高く評価し来期も引続き仕事をがんばってもらおうと発言。

それが突然令和2年2月4日・教育委員会生涯学習課 石原課長より今年3月をもって退職していただきます。後任は正職員を配置したいと。あまりにも突然のことでしたので、令和2年2月7日 緊急保存会会議を開催して、願興寺本堂修理保存会出席者・全員一致して、若尾支援委員（職員）の引続きの採用をお願いする嘆願書を2月7日付で教育長へ提出を致しました。

しかしながら、令和2年2月14日、教育長自身より嘆願書の意向にそえない結果となりましたとの答えをいただきました。

保存会組織に「うそつき」「ぐろうする」教育長の発言は私達保存会委員として、大変許しがたいと共に、重大な責任発言を許すことは出来ない。

嘆願書提出の経過を申し上げましたが最後の結論として教育長不信任、信頼の出来ない教育者・教育長 高木教育長の元で、願興寺本堂修理保存会の活動運営は、不誠実な言動、うそをつく教育長の元で、重大な町政の課題・願興寺本堂修理事業を継続して、保存会組織として継続して行政に協力・応援して行くことは、信頼関係が失われた今回の時点で終了しました。

今は御嵩町の子供達、若者達の将来に教育者として、又教育長として「うそをつく」真実と誠実と思いやりのない教育者は残念であるが引き続きその職にあることは、誠に残念ですが私達の求めるのは退任を求めることの道しかありません。

明日の将来の為に、真の御嵩町の子供達に正しい教育を教えなければならない。人に絶対う

そをついてはいけないと言える教育者を望みます。

願興寺本堂修理保存会は、無我夢中で精一杯努力に努力を重ねて全員一致「ONE TEAM」をすばらしい仲間として今日まで活動してがんばってやってきました。

最後に願興寺保存会として再度、高木教育長の退任を求めます。

令和2年2月25日、提出者、請願者代表、可児郡御嵩町伏見124番地7、御嵩町願興寺本堂修理保存会、会長 鍵谷幸男。

以上でございます。

議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、請願第2号について紹介議員に説明を求めます。

6番 伏屋光幸君。

6番（伏屋光幸君）

請願第2号について、説明というより、先日、鍵谷幸男さん、それから柴田さんが私のうちへ来られて、紹介議員になってほしいという申出がありまして、請願内容をよく重視いたしまして、本当に今まで、今、議会事務局長が述べられた請願の原稿のとおりで、それで私のほうからは別に付け加えることはございませんが、この請願書に私は同意するというごことをお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（高山由行君）

ただいま議題としています請願第2号につきましては、令和2年3月2日の議会運営委員会において総務建設産業常任委員会にその審査を付託することを決定していただきました。

お諮りします。この請願につきましては、総務建設産業常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第2号は総務建設産業常任委員会にその審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月10日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時56分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 清 水 亮 太

署 名 議 員 福 井 俊 雄

